

第 81 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 43 年 3 月 4 日開催）

出席者

| | |
|----|-------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 同 | 企画部長 |
| 同 | 愛媛県警察本部長 |
| 同 | 県会議員（5名） |
| 同 | 日本国有鉄道四国支社長 |
| 同 | 建設省四国地方建設局長 |
| 同 | 運輸省第3港湾建設局長 |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員（7名） |
| 同 | 新居浜市長 |
| 同 | 新居浜市会議員（6名） |
| 同 | 今治市長 |
| 同 | 今治市会議員（6名） |
| 同 | 八幡浜市長 |
| 同 | 八幡浜市会議員（4名） |
| 同 | 伊予市長 |
| 同 | 伊予市会議員（4名） |
| 幹事 | 都市計画課長 |
| 幹事 | 建築課長 |
| 幹事 | 港湾課長 |

議事項目

- 議第 583 号 松山都市計画街路の変更及び追加について
- 議第 584 号 伊予都市計画街路の変更について
- 議第 585 号 伊予都市計画下水道事業執行年度割の変更について
- 議第 586 号 今治都市計画街路事業の変更について
- 議第 587 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 588 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

議第 583 号 松山都市計画街路の変更及び追加について

都市計画街路中 1 等大路第 3 類第 1 号線ほか 4 路線を次のように変更し、都市計画街路に 2 等大路第 3 類第 13 号線を次のように追加する。

- 【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
- 1,3,1、御宝町小坂線、勝山町 2 丁目 19 番地 4 地先、小坂町 4 丁目 30 番地、（永木町 2 丁目 3 番地 22 地先）、28、約 1,830、永木橋幅員 28 メートル
- ただし、勝山町 2 丁目 19 番地 4 地先、永木町 2 丁目 16 番地、25、約 670
- 中村町 1 丁目 313 番地、中村町 1 丁目 103 番地、38、約 140
- 小坂町 4 丁目 273 番地、小坂町 4 丁目 30 番地、28～36.5、約 280
- 1,3,2、土橋町天山線、土橋町 12 番地 1、大字天山 110 番地地先、（藤原町 532-1）、28、約 2,290、末広橋幅員 26 メートル
- ただし、土橋町 12 番地 1、藤原町 532-1、12、約 390
- 藤原町 532-1、室町 10 番地地先、30、約 710
- 大字天山 17 番地、大字天山 110 番地地先、28～31.25、約 90
- 1,3,3、松山環状線、岩崎町 2 丁目 242 番地、大川橋南詰、（樽味町 348 番地、土居田町 406 番地）、28、約 11,590、和泉橋幅員 26 メートル
- ただし、岩崎町 2 丁目 242 番地、持田町 1 丁目 125 番地地先、18、約 710
- 持田町 1 丁目 125 番地地先、枝松町 6 丁目 99 番地、20、約 1,850、湯渡橋幅員 18.8 メートル
- 枝松町 6 丁目 99 番地、大字天山 256 番地、20～34.5、約 500、横河原線との立体交差の跨線橋幅員 26 メートル
- 大字天山 252 番地、大字朝生田 63 番地、28～38、約 560、国道 33 号線との立体交差の跨線橋幅員 17 メートル
- 大字朝生田 964 番地、大字朝生田 977 番地、38、約 120
- 大字和泉 845 番地、大字和泉 830 番地、38、約 160
- 土居田町 104 番地、土居田町 245 番地、28～38、約 380、予讃線との立体交差の跨線橋幅員 26 メートル
- 土居田町 287 番地、生石町 80 番地、28～38、約 380、郡中線との立体交差の跨線橋幅員 26 メートル
- 南江戸町 814 番地、朝美町 3 丁目 1216 番地、27、約 1,170
- 朝美町 3 丁目 1216 番地、朝美町 3 丁目 674 番地、27～37、約 330、予讃線との立体交差の跨線橋幅員 26 メートル
- 朝美町 3 丁目 674 番地、衣山町 179 番地、27、約 540
- 衣山町 179 番地、大川橋南詰、20、約 2,110
- 1,3,4、南堀端和泉線、南堀端町 5 番地 6 地先、大字和泉 7636 番地、（湊町 6 丁目 1 番地 2 地先、藤原町 532-1）、28、約 2,030
- ただし、南堀端町 5 番地 6 地先、藤原町 660 番地 1 地先、30、約 610
- 2,2,7、立花町古川線、立花町 5 丁目 379 番地、中川原橋北詰、16、約 2,810、朝生田橋 14.8 メートル
- 2,3,13、末広町線、千舟町 5 丁目 1 番地 4 地先、室町 72 番地、12、約 660
- ただし、千舟町 5 丁目 1 番地 4 地先、湊町 5 丁目 2 番地 3 地先、20、約 90
- 湊町 5 丁目 2 番地 3 地先、室町 72 番地、25、約 70

「別紙図面表示の通り」

理由書

都市内交通量の増大に対処し将来における交通量及び土地利用等を勘案し、再検討の結果本案のように変更しようとするものである。

議第 584 号 伊予都市計画街路の変更について

都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線ほか 2 路線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、国鉄駅前港線、米湊字安広 843 番地の 1、灘町字西 355 番地の 1、15、約 370

ただし、灘町字西 284 番地の 1、灘町字西 355 番地の 1、12、約 140

なお、起点附近に地積約 1,200 平方メートルの広場を設ける

2,3,5、国鉄駅前三境線、米湊字安広 834 番地の 6、米湊字大角臈 1653 番地の 1、（米湊字仲之町）、12、約 630

2,3,6、内港稲荷線、灘町字西 284 番地の 1、稲荷字北田 709 番地の 1、（米湊字仲之町）、11、約 1,050、予讃線との立体交差の跨線橋幅員 11.5 メートル

ただし、米湊字山本 356 番地の 9、米湊字大下 1678 番地、24、約 250

「別紙図面表示の通り」

理由書

都市内交通量の増大に対処し、将来の交通量等を勘案し、再検討の結果本案のように変更しようとするものである。

議第 585 号 伊予都市計画下水道事業執行年度割の変更について

昭和 38 年建設省告示第 1500 号による都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 38 年度から

昭和 41 年度まで 約 4 割 2 分

昭和 42 年度 約 1 割 8 分

昭和 43 年度 約 2 割 5 分

昭和 44 年度 約 1 割 5 分

理由書

本事業は、昭和 38 年度から 5 カ年計画の下に精力的に推進を図ってきたが、下水道放流について関係漁業協同組合との交渉が予想せざる困難性があり、これが解決には時を要したことに加えて社会経済の変動著しく財政上予定通りの進捗が計れず、なお吐口並びにポンプ設備等事業が未執行のため供用を開始するに至らないので、今後なお 2 カ年の執行年度割延長をしようとするものである。

議第 586 号 今治都市計画街路事業の変更について

第 1 昭和 42 年建設省告示第 2137 号都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,1,1、広小路線、今治村 374 番地の 6、片原町 118 番地の 1、（今治村 386 番地の 2、今治村 590 番地の 3）、14、約 960、（歩車道舗装）

なお、終点附近に港務所前広場（地積約 8,640 平方メートル）を設ける

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の変更に係らず、その執行年度割は昭和 42 年建設省告示第 2137 号都市計画街路事業の執行年度割とする。

理由書

本街路舗装については諸般の事情により事業幅員 8 メートルを一部分 14 メートルに変更せんとするものである。

議第 587 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について

第 1 昭和 41 年建設省告示第 243 号都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
1,2,1、新居浜駅東須賀線、新居浜市金子甲 237 番地の 1、新居浜甲 744 番地、（金子）、32、約 1,280
「別紙図面表示の通り」

第 2 昭和 41 年建設省告示第 243 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度から

昭和 41 年度まで 約 6 割 9 分

昭和 42 年度 約 0 割 9 分

昭和 43 年度 約 1 割 3 分

昭和 44 年度 約 0 割 9 分

理由書

本事業は昭和 42 年度完成予定のところ今回歩道舗装をも併せて施行するため事業変更を行い、執行年度割を延長しようとするものである。

議第 588 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

昭和 41 年建設省告示第 244 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 38 年度から

昭和 41 年度まで 約 5 割 9 分

昭和 42 年度 約 2 割 6 分

昭和 43 年度 約 1 割 6 分

理由書

国鉄予讃線の要駅であり、現在の駅前広場では狭小となり、常に交通の溢路となっているので、この広場を拡張して交通の円滑化をはかろうとするものである。本事業は昭和 38 年度に着手し、3 カ年で完成を予定していたが、諸般の事情から昭和 41 年にその執行年度を延長したが、その後移転交渉が難渋しているのでさらに 1 カ年延長して事業の成功を期そうとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 583 号 松山都市計画街路の変更及び追加について

幹事：路線番号 1,3,1 の御宝町小坂線でございますが、これは図面で申しますと、御宝町から勝山町を通りまして小坂町に至るこの線でございます。この中で、このたび変更をお願いしておりますのは、永木橋の取り付けの部分の道路の幅員の拡幅と、それから、将来これがずっとのびまして 11 号線となりました場合に、立体交差といたしますためのこの幅員の拡幅とこの二つの変更でございます。それから次の 1,3,2 の土橋町天山線でございますが、これは以前“末広町東石井線”と申しまして、お手元の図面には黄色で表示してございますが、千舟町から市駅前広場の横を通りまして末広橋を通過して東石井へ出ます街路でござい

すが、その後検討しました結果、将来この線は国道 33 号線のかわりとなるような性格のものでございますので、現在でもあまりに混雑しております市駅付近へ通行車両が集中するのはどうか、というような考えから変更をいたしました。それからまた、以前は伊予鉄の森松線がここにごさいましたんですけれども、これが廃止になりましたので、その廃止になりました鉄道敷を利用するということから、この付近を変更いたしましたして、赤で書いてございますように、土橋から市駅の裏を通りましてこのように変更いたしましたわけでございます。それから次の 1,3,3 の松山環状線でございますが、これはその後、細部の検討ができるにつれまして、この伊予鉄の横河原線の立体交差、それから将来 33 号線がこうなりましたときの立体交差部分、それから石手川の橋の前後の取り付け部分などのために、幅員を一部拡幅するように変更をしようというものでございます。それから次のページにまいりまして 2,2,7 の立花町古川線でございますが、これは石手川と小野川との真ん中の立花から古川のほうにいく路線でございます。これはさっき申しました土橋町天山線がこう変わりましたので、自然、起点も変更したわけでございます。同時に以前は“朝生田古川線”という名前にしておりましたんですけれども、起点が変更しましたので“立花町古川線”と名称も変更をいたしました。次の 2,3,13 の末広町線でございますが、これは新しく追加をした格好になっておるのでございますけれども、これはさきほど申しました千舟町から市駅の横を通りまして末広町を抜ける路線でございますして、こちらからはいつてきました車が市駅のほうへまいりますルートでございます。

議第 588 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

委員：これは 38 年度から 41 年度までに 5 割 9 分完成したことになっておりますが、これは実際に完成しておりますか。

幹事：八幡浜の駅前広場拡張は、移転をいたしますために背後の土地買収をしております。いまのところちょっと進んでいないように聞いております。うしろのほうの土地の買収をやっておりますので、だいたいこのくらい進んでいると思います。

委員：次、広場の造成計画はいまから変更ができますか、できませんか。

幹事：地元へも話を前々からやっておりますので、いま変更するということはできないと思います。

議第 584 号 伊予都市計画街路の変更について

会長代理：伊予市関係の議案を提案することにしてございましたけれども、伊予市から委員の方がみえておりませんので、これは本会議に提案することを撤回いたします。

委員：これをもし持ち回りにするんなら、説明だけでもしたらどうですか。

幹事：2,2,1 の国鉄駅前港線でございますが、これは、これにひっついております駅前広場の面積を、以前は道路部分も含んでおりましたので、道路部分を除きまして、また警察署が移転しましたので、その跡を利用するような意味から、少し駅の南の方へずらしまして、面積を 2,600 平方メートルございましたのを 1,200 平方メートルに変更しようというものでございます。それから、次の 2,3,5 の駅前三境線、これは旧国道 56 号線—その次でございます 2,3,6 の内港稲荷線となっておりますけれども、この旧国道 56 号線が予讃線を横切りますところを立体交差に致します場合に、この 2,3,5 の国鉄駅前三境線もいっしょにオーバーしようというために、従来よりも鉄道寄りのほうへ路線をずらせまして、将来、土地の利用なども同時にはかろうという考えでございます。それから、次の 2,3,6 の内港稲荷線、これは先程申しましたように、将来立体交差と致します場合に、それに必要な幅員を一部拡幅しようというものでございます。

委員：この 584 号議案の中に「起点附近に地積約 1,200 平方メートルの広場を設ける」とありますが、国

鉄としてはこの駅前広場をやる意思はありません。それだけ付け加えておきます。

委員：これは伊予市と国鉄さんのほうでなにか話ができてないんですか。全然。

幹事：これは計画でございまして、まだ事業のところまではいってないわけでございます。

委員：これを計画するまでに、その該当の特別な1、2の個人の問題じゃなしに、いまのような御発言があると非常に奇異に感ずるんですが。

幹事：計画は前よりも減っておるくらいですから問題はないと思うんですが、国鉄もいろいろ財政などの関係で、いまはそういう意思がないということだろうと思います。

委員：昨年、西条市と周桑郡の組合立のし尿処理場をこの都市計画審議会で決定しましたが、そのさい私から西条市長に「し尿処理場やらゴミ焼場というものについては住民感情は非常にむずかしいものがあるが、その点どうか」ということを尋ねたら「これは全部解決している」という回答だったんです。ところが4、5日前に地元西条市の禎瑞漁協が反対決議をしたということを知ったんですが、つまり、都市計画審議会を通ったからということで、鍋ブタで住民の意思を押さえつけるということは間違いだと思います。そういうことでこの審議会の幹事である都市計画課長あたりは、現地の声をどうつかんでいるか、それを知りたい。第二点は、鍋ブタで押さえつけて、審議会を通ったからという意味で住民の意思を押さえつけたことがあるかどうか。あくまでも住民の意思と市町村の意思が合致して、円満に進む事が望ましいわけですから、これ等の点について承りたいと思います。

幹事：いちばん最初の点は、どういうふう理解しているかという御質問でございますか。

委員：そうです。

幹事：あれは、この前のときには西条市の市長さんは「漁業補償については問題ない」というような御発言だったと思うんですが、市長さんとしましては、おそらく円満に解決すると思っておられたんだと思いますけれども、実際にやってみれば長引いておるようでございます。私の方では、このし尿処理場を都市計画として決定をいたしまして、都市計画事業としてやるのであれば法律的な力も出てきますけれども、この場合は、特定行政庁は建築の許可をしますときに、その場所が都市計画上さしつかえないかどうか、都市計画上ぐあいが悪いのであればやめるというようなことで、ぐあいが悪いかどうかということを知問されておるわけでございます。この間も都市計画上あそこであればやむを得ぬ、さしつかえなからうというようなことだったと思います。そのためにし尿処理場をやることに對しましても法律的な力も何もでてこないわけでございます。それで、そういうことは全然種類の違う話でございまして、心配ないと思います。それから二点目は。

委員：都市計画審議会を通ったからということで、現地の住民の意思を押さえつけるということ若干考えているんじゃないだろうか、ということについての行政指導を聞きたい。

幹事：押さえつけるということは、そういう力もございませんし、またそういうことをやった例もいままでございません。

第 82 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 43 年 5 月 17 日開催）

出席者

| | |
|----|------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 同 | 企画部長 |
| 同 | 愛媛県警察本部長 |
| 同 | 県会議員（5名） |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員（5名） |
| 同 | 今治市長 |
| 同 | 今治市会議員（6名） |
| 同 | 西條市長 |
| 同 | 西條市会議員（5名） |
| 同 | 大洲市長 |
| 同 | 大洲市会議員（3名） |
| 同 | 長浜町長 |
| 同 | 長浜町会議員（4名） |
| 同 | 野村町長 |
| 同 | 野村町会議員（4名） |
| 幹事 | 都市計画課長 |
| 幹事 | 港湾課長 |
| 幹事 | 建築課長 |
| 幹事 | 環境衛生課長 |

議事項目

| | |
|----------|----------------------------------|
| 議第 589 号 | 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について |
| 議第 590 号 | 松山都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について |
| 議第 591 号 | 今治都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について |
| 議第 592 号 | 西条都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について |
| 議第 593 号 | 長浜都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について |
| 議第 594 号 | 長浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について |
| 議第 595 号 | 野村都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について |
| 議第 596 号 | 大洲都市計画下水道事業及びその執行年度割の決定について |
| 議第 597 号 | 大洲都市計画区域の変更について |

議第 589 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 1 等大路第 3 類第 5 号線ほか 2 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,3,5、千舟町高岡線、千舟町 5 丁目 6 番地 4 地先、千舟町 7 丁目 4 番地地先、4.3、約 700、舗装

2,2,8、本町南吉田線、竹原町 212 番地地先、大字南吉田町 1692 番地、5.4、3,860、舗装

2,3,10、二番町線、一番町 4 丁目 3 番地地先、二番町 2 丁目 8 番地 1 地先、7.4~11.4、約 630、舗装
「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

1 等大路第 3 類第 5 号線

昭和 43 年度において執行するものとする。

2 等大路第 2 類第 8 号線 知事執行

昭和 43 年度 約 2 割 3 分

昭和 44 年度 約 3 割 7 分

昭和 45 年度 約 4 割

2 等大路第 3 類第 10 号線

昭和 43 年度 約 3 割 8 分

昭和 44 年度 約 6 割 2 分

理由書

千舟町高岡線（1,3,5）及び二番町線（2,3,10）はいずれも都心部における重要な都市計画街路であり、最近の自動車交通の激増に対処し、交通の円滑を図るものであり、又本町南吉田線（2,2,8）は市街地と西部工業地帯を連絡する唯一の幹線都市計画街路であるため交通量が激しく歩行者の安全を図るために歩道舗装を行うものである。

議第 590 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園中第 20 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

20、小栗公園、松山市小栗町 2027、約 0.25、広場、修景施設、遊戯施設、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業は昭和 43 年度において執行するものとする。

理由書

小栗公園を本案のように事業化することにより、市民の慰楽に供しようとするものである。

議第 591 号 今治都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園中第 13 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

13、大新田公園、今治市石井 69 番地の 10、今治市大新田 111 番地の 7、約 3.26、広場、便所、水呑場、サッカー場、テニスコート、周柵、照明灯、運動公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度は次のように決定する。

昭和 43 年度 約 1 割 4 分

昭和 44 年度 約 4 割 3 分

昭和 45 年度 約 4 割 3 分

理由書

大新田公園は、現在、野球場、水泳プールの施設があるのみで、今回計画しようとする区域はほとんどが戦災による工場跡地であり、荒廃のままの状態であるので、総合運動場計画の一環として広場その他を計画し、スポーツによる生産意欲の向上をはかるため、事業化しようとするものである。

議第 592 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 3 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,3、国道西条港線、大字神拝字西房甲 132 番地 3、大字樋之口字八丁 454 番地の 1 地先、
（大字明屋敷字八千代巷 281 番地の 3）、4.3、約 2,180、歩道舗装

2,2,4、国道朔日市線、大字朔日市字横黒前 66 番地の 1、大字朔日市字寄合 275 番地の 1、15.0、約 870

「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

2 等大路第 2 類第 3 号線 知事執行
昭和 43 年度 約 3 割 1 分
昭和 44 年度 約 3 割 8 分
昭和 45 年度 約 3 割 1 分

2 等大路第 2 類第 4 号線
昭和 43 年度 約 0 割 7 分
昭和 44 年度 約 2 割 8 分
昭和 45 年度 約 2 割 8 分
昭和 46 年度 約 1 割 8 分
昭和 47 年度 約 1 割 9 分

理由書

2 等大路第 2 類第 3 号線は、現在砂利歩道なので歩行者保護の見地から舗装しようとするものであり、2 等大路第 2 類第 4 号線は、本市の主要路線であり、現施行中の古川橋下島山線と国道 11 号線とを連結し、交通の円滑と輸送力の増大を期するためであります。

議第 593 号 長浜都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園を次のように決定する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、住吉公園、愛媛県喜多郡長浜町大字長浜字大平地内、約 1.1、近隣公園
「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、住吉公園、愛媛県喜多郡長浜町大字長浜字大平地内、約 1.1、園路工、広場工、修景施設工、遊戯施設、休養施設、便益施設、展望施設、近隣公園
「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の執行年度を次のように決定する。

昭和 43 年度 約 2 割 4 分

昭和 44 年度 約 3 割 8 分

昭和 45 年度 約 3 割 8 分

理由書

肱川の川口にて北方に瀬戸内海、伊予灘に面した風光明媚な景勝地であるが、地域住民に対する公園が皆無な状態であり、当町における公園計画を検討した結果、本案のように計画及び整備することにより、町民の慰楽に供しようとするものである。

議第 594 号 長浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,2、長浜港仁久線、長浜町大字長浜甲 583 番地、長浜町大字長浜甲 480 番地の 3、9.7、約 340、舗装

2,3,1、本町港町線、長浜町大字長浜甲 587 番地の 2、長浜町大字長浜甲 587 番地の 1、9.7、約 40、舗装

「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 43 年度 6 割 9 分

昭和 44 年度 3 割 1 分

理由書

本路線は長浜港より当町中心街を通過して県道に通ずる重要路線であるが、砂利道であるため近時自動車交通量が増大し、路面が荒廃して交通に支障を来しているため路面舗装し、もって交通を円滑に処理するものである。

議第 595 号 野村都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,1、中村緑ヶ丘線、大字野村 10 号 483 番地、大字野村 1 号 421 地先、9.60～9.36、約 1,390、舗装

「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

| | 町長執行 | 知事執行 |
|----------|---------|---------|
| 昭和 43 年度 | 0 | 2 割 7 分 |
| 昭和 44 年度 | 0 | 5 割 2 分 |
| 昭和 45 年度 | 2 割 1 分 | 0 |

理由書

昭和 36 年度より昭和 42 年度まで改良工事を施行し完了したので、本年度より舗装計画をたて、市街地の経済基盤の強化に資しようとするものである。

議第 596 号 大洲都市計画下水道事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画下水道を次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

1、田口排水区 約 53.0、大洲市、中村、田口、常盤町及び若宮の各一部

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

- 1、田口排水区、主要幹線、田口下水路、田口 93 番地、田口 32 番地の 2 地先、1.2~1.55、約 560
- 3 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

- 1、田口排水区、1、大洲市田口 93 番地、1.55、
「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

| | |
|----------|---------|
| 昭和 43 年度 | 0 割 7 分 |
| 昭和 44 年度 | 4 割 9 分 |
| 昭和 45 年度 | 4 割 9 分 |

理由書

既存の排水施設は断面狭小でかつ未整備のため排水処理に支障をきたしているので本案のように事業決定を行うものである。

議第 597 号 大洲都市計画区域の変更について

大洲都市計画区域

大洲市の区域のうち

大洲、柚木、中村、常盤町、若宮、田口、市木、新谷町、春賀及び米津、

徳森字、北沖、内沖、宮方、中山、西ヒラ、西沖、荒子、小鳥越、渡り、野田、露立、野久保、土肥、城、永田正山及び西沖

西大洲、セキヤ、ヤスバ、ヤマベ、ヤヲ、椎ノ森、山根、新屋敷谷、新屋敷浮船谷、西門前通、鉄砲町、中島、花瀬山及び白岩涯…

菅田町大竹字鷺…及びスメリ

新谷字、小貝、小貝前、都、都前、棟坂、小城、大河内、居処、三郎谷、山本、五両垣、惣谷、布田、田合、高柳、丁長、板鶴崎、横田、刈泊、反地、樋田、友次、永畑、内石丸、外石丸、佐田、平田、蔵地、田中、溝添、箱田、松尾、井口、湯ノ町、古町、一本杉、野牛、城山、田渡、室戸、和田及び西和田

東宇山字小田

八多喜字大阪、粟津、城山、清水、上小路、下小路、岸ノ下、裏替地、津心…、外伐明、下伐明、白杵田、家田、守田、大野田、内伐明、前開、向開、下開、西大門、土手端、選田、七反、大門、久保田、下久保田、草茂生、三角、篠久保、居月、態崎、菜原、河麻、永田、藤原、知田、二反田、太田、柳ノ田、室田、丸田、柿ノ木田、高藤田、五反田、裏田、松葉、膳処料、下清水、上清水、一ノ宮、天神、古御門、迫路ノ口、休場、麻生谷、武藤、榎田、鳩岡、中屋敷、池下、反田岡、船川、床前、平石、片山、寺田、坪ノ内、平城、山下、丸山、横田、内合、表畑、上中畑、奥畑、中畑、寺ノ奥、山下及び池田

平野町野田字カンノクラ、両正地、サカタ及びノジ

平野町平地字七反田及びキョヒロ

阿蔵字シマダ、廣岡、栗ノ木、ハタヨリ、有松、タブチ、楠、丁田、善瀧、中野、シバタ、クボタ、紫尾、クエモリ、ハコザキ、スナダ、ナカヒラタ、カミヒラタ、カワチダ、ヤナイダ、シモヒラタ、チカマツ、城地、クリヤダ、フクロカ、フルクメ、フルカワ、ウキシマ、タケダ、サワタニ、カメノカウ、三反田、ナカノムラ、タカトウゲ及びカマナガシ

五郎字松尾、長楽寺、青木、屋敷、馬場、山際、茨ノ内、為光、榎畑、井上、堂ノ元、宮畑、車元…、横畑、上岸ノ下、下岸、町長、中道、筋向、黒木、馬渡、都畑、田淵、天神、坪根田、砂、中道土手外、岸ノ下、

中塚、投端、江尻、楽水、多門、亀川、旧棒、土手外、慶雲寺、元屋敷、富士ノ尾、余ヶ、八多、岡谷、和田口、荒田、荒田東谷、龍ノ口、和田、横畔、道田、城、唐戸、清水、石端、五反田、河内、谷河内、大壽庵、大潤、今在家、城ヶ久保、佐古、馬木、一木、七枝、新光庵、澤、雨降、宮田、大又、見残、鴨ヶ峠、長谷、宮地、打越、田尾、岡崎、松森、宮谷、上ノ森、庵ノ峠、大戒、大戒高瀬、玉川、荒串…及び畑ノ前高山、喜多山、恋木、多田、手成

理由書

本市における進伸の動向を勘案し、既定都市計画区域を再検討した結果、本案のように変更しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 592 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：国道西条湊線は歩道の舗装、左右両方を合わせて幅員 4.3m、延長 2,130m です。国道朔日市線は、道路改良事業です。

委員：この中で 2 等大路第 2 類第 4 号線でございますが、ここに提出されております執行年度でございますが、5 カ年になっておりますけれども、提案理由の説明にございましたように、いろいろな御都合や交通事情、それから主要幹線という見地からいたしまして、43 年度から 47 年度になっております期間をさらに短縮して、できれば 3 年ぐらいにさせていただきますればまことに好都合でございますが、そのように要望したいのでございます。

幹事：ただいまの御意見でございますが、この計画の中には改良から舗装までを含んでおりますので、従来の進捗率からいいますと 5 年ぐらいかかるのではないかというような予定を建てておるわけでございますけれども、なお事業執行につきましては努力をいたしまして、1 年でも早く完成いたしますようにやってゆきたいと思っておりますので、どうかご協力をお願いいたします。

委員：この都市計画事業は往々にして年度末に、いつも事業そのものが年度末に迫ってからの工事が多いわけなんです、ひとつ決定したら早くやるように、これはこの議案だけでなしに全議案を、年度おしつまって施行をするよりも早くやるようにところがけていただきたい。

幹事：年度末の事業につきましては、転用地などでは用地の変更をやっておりますので、事業は相当早く着工しておるつもりでございますが、市町村によりましては、いろいろ財政の都合などもございまして、年度末近くになって着工される場合も往々にしてあったわけでございますけれども、今後はそういう点もよく気をつけて御意向に沿うようにやりたいと思っております。

議第 589 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：千舟町高岡線は、従来 5m50 であった歩道を狭めて車道を広げた分の舗装、幅員が両側合わせて 4.3m、長さ 700m です。本町南吉田線は歩道の舗装、両側合わせて幅員 5.4m、長さ 3,860m です。二番町線は車道の舗装、幅員は 7.4m から 114m、長さ 630m です。

議第 597 号 大洲都市計画区域の変更について

幹事：新しい区域変更届けに出ております区域は、そのページにございますように大洲市の内、大洲、柚木、中村、

その他ここに揚げてある区域でございますが、図面を見ていただきますとわかりやすいと思います。緑色で着色してございますのが現在の都市計画区域でございますが、これを黄色のように縮小しようというものでございます。縮小するのでございますので、一見時代に逆行するような感じがいたすかとも思いますので、一言説明申し上げますが、元来都市計画区域というのは市町村の要請区域をもって都市計画区域を決めておいたのでございますけれども、昭和 30 年以降市町村の合併が盛んに行われましたので、市町村の区域が非常に広くなりまして、その中には深い山もあれば広い耕地もございまして、中心の市街地から都市計画的にみまして、直接関係のないような区域もたくさん含まれておりましたので、現在ではそういった地域を除きまして、都市計画として決められてきておるのでございますが、その後都市への人口集中が、特に大都市への集中が非常に激しくなっておりまして、そのためにも都市問題もますます深刻になってまいりまして、これを解決するためには、いままでのような都市計画の考え方ではだめだということになり、もっときびしい考えをしなければならぬというようなことから都市計画法も改定されることになりました。聞くところによりますと、昨日その法案が国会を通過したようでございます。近く公告せられるものと思うのでございますけれども、それによりますと市街地が漫然と広がっていたのでは、それに必要な公共施設も追いついていけないというような様子でございます。できるだけ市街地はコンパクトに仕上げ、土地を十分利用するようにしていかなければならないというような考えのようでございます。そのかわり開発すべき所につきましては、公共施設を徹底的に整備いたしまして開発を助ける。それから保存すべき所はこれも保存をしていく。なお、それらのひつような規制につきましても、きびしく取り締まっていくというような考えのようでございます。それからまた従来の施設の区域でございますと、農林関係の区域とその間に重なり合ったような区分も見受けられますが、目的の相反するような投資が行われるというようなことも、まま行われておったように思うのでございますが、今後は農林地域と市街区域、都市計画区域との区別がはっきりとしまして、日本国全体の土地の利用を増進するというような考えのようでございます。そういったことから都市計画区域というのは、できるだけ最小限度必要な区域にとどめるというような考えに変わってまいったわけでございます。簡単にいいますと、都市計画の施設を行わないような所は、もう区域に入れないというような考え方に変わってまいったわけでございます。そういったようなことから本案のように提案をされております。

委員：ちょっと伺いますが、今の御説明で農林区域と都市計画区域は区別をするんだというようなお話でしたが、そういたしますと今回の都市計画区域は将来は農林区域じゃないんだという、そういう受け取り方でありませうか。それともうひとつ、これでみますと施設を将来置くところというようなお話でございましたが、地図で見ますと大体標高で線を切っているような感じがいたしますが、標高の低い所というようなことで、こういうふうにお決めになったんではございませんか。そのへんの御意見を承りたいんですが。

幹事：これは農林関係は具体的にどうなっているか、私は存じておりませんが、これからだんだんとそういう方向に向いていくものであらうと考えております。それからこの区域につきましても、いろいろ人によって意見がございまして、地元の市の御意向もございまして結局現在のように案が落ち着いてきておるわけでございます。

委員：国の方の方向に依ってこういうふうにお決めになるのか。そうじゃなくて国の方向をある程度お考えになるのでしょうか。県として、全国のこういう審議会として、かくかくしかじかの方向でやるんだということでございますか。

幹事：それは国の方では先程申しましたように、できるだけ区域はせばめろという指導でございまして、地元のほうでもまたいろいろ地元の発展の御計画などもございまして、それとにらみ合わせて。

委員：そうしますと、こういうふうにご理解していいですか。将来都市の発展の為にある程度いろんな施設を置く。そういう場合にはその区域内に置くんだということですか。私が聞きたいのは、これは農林区域を排除するんだというような御説明にも受け取れたわけです。そうしますと農業の大洲

盆地はいいところへいかないと思うんです。そうじゃなくて、それは関連があるかもしれないけれども、都市計画として施設ならこういうふうに本旨によってするんだということでもいいですか。

幹事：そうです。それといまの農林区域を排除するかどうかということは、まだはっきりしておりませんので、それがどうなりますか。

委員：これは排除するとか、そういうことじゃないんだというふうに理解してよろしいですか。

幹事：はい、まあ建設省だけでいってもできぬこともありますしね。

委員：この大洲のいまの関係なんですが、これに関連して県下のこの区域を再検討する必要があるんじゃないかと、かように思うんです。かように思うと申しますのは、この都市計画で指定いたしまして、それぞれのたとえば商店街とか、住宅街とか、工場地帯とか、いろいろ指定するわけなんです、そのことによってその地域住民が非常に不便を感じる。あるいは極端にいうと地価にまで影響しているような問題が残っておるわけなんです。たとえば広い土地をもっておっても、そこが住宅街になっておれば、工場地帯として向上の建設ができないわけです。売りたいくても売れないというような、そういう所も出てるわけなんです。ですから、この原案には賛成でございますが、さらにひとつ事務局のほうで。また県下の、いまの農林部の方からの御意見もありましたが、そういう問題も含めて検討してもらいたい。それからもうひとつは、いまのあまり広い区域を指定されておりますと、農林省等に予算折衝なんかをとりにいきまして、これは都市計画区域でないかというようなことで、農林予算がつきにくいというような現象も現に起こっているわけでございます。こういうことも含めて検討してもらいたいと思います。

幹事：この施設区域の変更につきましては、大洲市だけでなく県下の市町村につきまして検討中でございます。それから、いまの用途地域のことであろうと思いますけれども、事情が変わってまいりますれば、またそれに適応したように周知を集めて改定する必要があるれば改定するつもりでございますので、その点もだんだんと必要に応じてやっていきたいと思っております。

委員：新しい法案が出たら、それともならみ合わせて再検討してもらいたいと思います。

第 83 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 43 年 9 月 10 日開催）

出席者

| | |
|----|---------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 同 | 企画部長 |
| 同 | 愛媛県警察本部長 |
| 同 | 運輸省第 3 港湾建設局長 |
| 同 | 建設省四国地方建設局長 |
| 同 | 日本国有鉄道四国支社長 |
| 同 | 県会議員（5 名） |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員（7 名） |
| 同 | 新居浜市長 |
| 同 | 新居浜市会議員（6 名） |
| 同 | 宇和島市長 |
| 同 | 宇和島市議会議員（5 名） |
| 同 | 西條市長 |
| 同 | 西條市会議員（5 名） |
| 同 | 内子町長 |
| 同 | 内子町会議員（4 名） |
| 同 | 野村町長 |
| 同 | 野村町会議員（4 名） |

議事項目

- 議第 598 号 松山都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 599 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 600 号 宇和島都市計画公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 601 号 宇和島都市計画区域の変更について
- 議第 602 号 新居浜都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 603 号 新居浜都市計画下水道の変更並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 604 号 西条都市計画用途地域の指定について
- 議第 605 号 西条都市計画防火地域の指定について
- 議第 606 号 内子都市計画区域の変更について

議第 607 号 内子都市計画街路の変更及び追加について

議第 608 号 内子都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

議第 609 号 野村都市計画区域の変更について

議第 598 号 松山都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園に第 21 号公園ほか 1 公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

21、星が岡公園、松山市大字星岡地内、約 0.22、児童公園

22、北吉田公園、松山市大字北吉田地内、約 0.20、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 都市計画公園中第 1 号公園ほか 2 公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、主な施設、摘要】

1、城山公園、松山市堀之内地内、約 3.32、植栽、園路、遊戯、普通公園

21、星が岡公園、松山市大字星岡地内、約 0.22、遊戯、広場、植栽、児童公園

22、北吉田公園、松山市大字北吉田地内、約 0.20、遊戯、管理広場、植栽、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の執行年度を次のように決定する。

第 1 号公園

昭和 43 年度 約 3 割 3 分

昭和 44 年度 約 6 割 6 分

第 21 号公園 昭和 43 年度において執行するものとする。

第 22 号公園 昭和 43 年度において執行するものとする。

理由書

松山市の公園は昭和 23 年度計画決定をし、事業を行ってきたが今回本案のように 2 公園を追加し、城山公園とともに事業化し、市民の保健と慰楽に供しようとする。

議第 599 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

第 1 都市計画緑地中第 1 号緑地を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、主な施設、摘要】

緑地 1、石手川緑地（西石手公園）、松山市大字石手町地内、約 0.59、遊戯、植栽、管理施設、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業は昭和 43 年度において執行するものとする。

理由書

本案のように事業化することにより、児童の慰楽ならびに市民の休息の場とする。

議第 600 号 宇和島都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

第 1 都市計画公園中第 6 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

6、城山公園、宇和島市丸ノ内 1 丁目地内、約 11.44、広場、休憩所、園路、自然公園

「別紙図面表示の通り」

第2 前項の事業は昭和43年度において執行するものとする。

理由書

本公園は宇和島市の中心部に位置し、頂上に重要文化財である天守閣あり、また桜の名所として近郊よりの来訪者多く、施設が不備でありますので、早急に整備し、環境の向上を図ろうとするものであります。

議第601号 宇和島都市計画区域の変更について

宇和島都市計画区域

宇和島市

築地町1丁目、築地町2丁目、弁天町1丁目、弁天町2丁目、弁天町3丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、朝日町1丁目、朝日町2丁目、朝日町3丁目、朝日町4丁目、住吉町、住吉町1丁目、住吉町2丁目、御幸町1丁目、御幸町2丁目、栄町港1丁目、栄町港2丁目、栄町港3丁目、恵美須町1丁目、恵美須町2丁目、恵美須町3丁目、錦町、鶴島町、和霊元町1丁目、和霊元町2丁目、和霊元町3丁目、和霊元町4丁目、和霊中町1丁目、和霊中町2丁目、和霊中町3丁目、和霊東町1丁目、和霊東町2丁目、和霊東町3丁目、泉町1丁目、泉町2丁目、泉町3丁目、泉町4丁目、天神町、丸穂町1丁目、丸穂町2丁目、丸穂町3丁目、丸穂町4丁目、大宮町1丁目、大宮町2丁目、大宮町3丁目、新町1丁目、新町2丁目、中央町1丁目、中央町2丁目、丸之内1丁目、丸之内2丁目、丸之内3丁目、丸之内4丁目、丸之内5丁目、榊形町1丁目、榊形町2丁目、榊形町3丁目、広小路、堀端町、御殿町、桜町、御徒町、佐伯町1丁目、佐伯町2丁目、文京町、明倫町、天赦公園、和霊公園、賀古町1丁目、賀古町2丁目、京町、本町追手1丁目、本町追手2丁目、宇和津町1丁目、宇和津町2丁目、宇和津町3丁目、愛宕町1丁目、愛宕町2丁目、愛宕町3丁目、笹町、笹町1丁目、笹町2丁目、元結掛、山際神田川原、新田町及び須賀通

大浦字

長浦甲、大久保甲、アジモ甲、字上甲、新田甲、阿形甲、長田平甲、和田甲、廣岡甲、西廣見甲、ハサコ甲、大阪屋新田甲、稲葉甲、江湖甲、小赤松甲、牧甲、牧ノ口甲、東廣見甲、太田甲、大前甲、木屋敷甲、上屋敷甲、中村甲、向畑甲及びニベアジロ甲

藤江字

深泥、上深泥、ハイサキ、藤江、小深泥、大深泥、和霊池ノ奥、浄念寺山、深泥口、奥ノ城及びブサコ

和霊町字

高樋、亀次、肥波田、道連、シムトウ、タ、ラヤ、高山、池下、尾鼻、鎌谷、梶ヶ谷、ミトロ、池ノ奥、今若、和霊池ノ奥及び小山

高串字

ウルシカ窪一番耕地、大屋敷一番耕地、ヲモ田一番耕地、別田一番耕地、中田一番耕地、丁田一番耕地、ヨセオフ一番耕地、イハク一番耕地、ニレノ木一番耕地、屋敷田一番耕地、甲生田一番耕地、神ノ前一番耕地、サコー一番耕地、蕨川一番耕地、ハター一番耕地、セウリキ一番耕地、石ヶ谷一番耕地、谷田一番耕地、中尾一番耕地、神田一番耕地、シゲトウ一番耕地、コモノクボ一番耕地、ミトロ一番耕地、大本一番耕地、岩屋一番耕地、横谷一番耕地、忠治ヤシキ一番耕地、アセガ谷一番耕地、丸山一番耕地、大谷一番耕地、セトノサコ甲、奥甲、セウリキ甲、蕨川甲、サヒコフ甲、谷ノ奥甲、金山甲、別田甲、オモ田甲、大谷甲、大屋敷甲及びウルシカ窪甲

伊吹町字

田中甲、丸山甲、シャウブガ坂甲、神ヶ谷甲、道免甲、大谷甲、池ノ奥甲、牛ヶ谷森ノ鼻甲、森甲、佐古甲、永ハミ甲、馬場甲、天王甲、中川原甲、クシヤ甲、元屋敷甲、門口甲、ヨンボウ甲、タカヒ甲、宮ノ前甲、フモト甲、イカリ石甲、桜ヶ谷甲、シツソウ甲、東ノ久保甲、カネツキ田甲、牛ノ峠甲、ヌベリバへ甲、中屋甲、子ナシギ甲、山ノ下甲、小倉甲、花ナシ甲、四郎ヶ谷甲、西ノ久保甲、

上井関甲、下井関甲、東禅寺甲、丸山乙、池ノ奥乙及び水ハミ乙

保田字

八反田甲、玉泉庵甲、沖ノ河原甲、貝ノ河口甲、元ノ畑甲、山ノ神甲、坪ノ内甲、大久保甲、天神甲、芋ノ谷甲、中ノ谷甲、朔日田甲、樋ノ口甲、中屋敷甲、一對木甲、若藤甲、二又甲、子レノ木甲、宮ノ段甲、竹ノ窪甲、竹ノ内甲、扇田甲、供養沖甲、地蔵丸甲、外芝甲、落石甲、栗ノ木甲、松本谷甲、寄光甲、タクワナル甲、石水甲、古田甲、福ノ森甲、下保田甲、山際甲、大井出甲、清水甲、赤城甲、西附甲、七神甲、一メ田甲、大末甲、保養田甲、小谷口甲、岡田甲、内ヤロ甲、ウツ尻甲、若藤乙及び一對木乙

祝森字

ウツ尻甲、愛宕田甲、梶ノ株甲、神ノ前甲、後田甲、古屋敷甲、サノキ田甲、奈良屋敷甲、長田甲、五反田甲、廣澤甲、松ノ前甲、松ヶ下甲、東ゾリ甲、井出口甲、松ヶ鼻甲、ガイノ木甲、大坂甲、沖田甲、フケ甲、清水甲、大西甲、コブカタ甲、岡崎甲、吹脇甲、四畝田甲、花ノ木甲、寺内甲、卯ノ日田甲、須賀甲、郷ノ元甲、尼ヶ谷甲、古輪甲、上屋敷甲、宮田甲、宮ノ前甲、堂ノソリ甲、鶴ヶ谷甲、中山甲、中村甲、塩田甲、宇和多良甲、入字甲、ムクノ木甲、正勺甲、赤塚甲、大畑甲、城口甲、宮田屋敷甲、カノム子甲、三百田甲、久助谷甲、谷甲、荒ノ奥甲、山縁甲、的場甲、神田甲、須ノ内甲及び古谷甲

坂下津

馬越甲、向山甲、日振新田甲、大谷甲、龍ノ口甲、長右エ門谷甲、保手甲、松ヶ峠甲、ホウシガ谷甲、宮ノ越甲、坪坂甲、横浦甲、東方甲、居浦甲、丸岩甲、宮ノ脇甲、員外、馬越乙、戎山乙、龍ノ口乙、外馬越乙、二本松乙、坂下津乙、横浦丙、宮ノ越丙、東方丙、居浦丙、馬越丙、向山丙、大谷丙、長右エ門谷丙、保手丙、松ヶ峠丙、坂下津丙、法治ヶ谷丙、坪坂丙、中ヶ谷丙、畑尻丙、丸岩丙及び辰の口丙

柿原字

久枝甲、柿原甲、打ヶ添甲、下原甲、中原甲、田中甲、繁延甲、内屋敷甲、若宮甲、本田甲、上満甲、石成甲、牛ノ谷甲、平林甲、猿屋甲、栗穴甲、峯甲、駄馬甲、面田甲、横田甲、乙井出甲、正地甲、黒ハサ甲、原甲、拝鷹甲、山際甲、出合甲、川原田甲、久保甲、乗安甲、清水甲、金丸甲、間才甲、神ノ前甲、菜畑甲、小谷甲、峯ノ上乙、成タケ乙、清水乙、金丸乙、山際乙及び拝鷹乙

丸穂字

亀ヶ岡甲、新具甲、丸山甲、蔵谷甲、天満甲、五通甲、新田甲、駄馬甲、サコ甲、大谷甲、平石甲、水ヶ谷甲、焰硝蔵甲、菅ヶ谷甲、佛ヶ森甲、中尾甲、神田甲、小股甲、枇杷窪甲、川原甲、後曾根甲、瑞光庵甲、大土屋甲、ハツ面甲及び寺町甲

野川字

寺町甲、楠甲、廣畑甲、竹ノ下甲、保木甲、九郎丸甲、上面田甲、梶谷坂甲、猪越甲、中屋敷甲、引尾甲、城ヶ谷甲及び音地ヶ成甲

大超寺奥字

キリヤ乙、イカ塚乙、小駄馬乙、中峯乙、茶ノ木原乙、大峯乙、駄馬乙、小股乙及び星場乙

妙典寺前字

東松節乙、中田乙、カナリ畑乙、務田乙、妙典寺前乙、松節乙、露ノ内乙、紅葉山乙、神越乙、笠松乙、戸坂乙、陣ヶ森乙、龍王乙、小谷乙及び長坂乙

宮ノ下字

来光寺甲、御藪甲、大田甲、上砂甲、内馬場甲、外馬場甲、ふさき甲、横田甲、七反所甲、川曾根甲、長堀甲、馬場甲、古城甲、芝崎甲、ひわ首甲、寺内甲、御薬園甲、井尻甲、川方甲、田中甲、長田甲、八郎丸甲、松ヶ峠甲、姥ヶ町甲、尾串森甲、片山甲、番城甲、大陽甲、剣…甲、剣…谷甲、三百田甲、大豆甲、大豆ヶ原甲、別当甲、和田甲、長畑甲、谷田甲、長坂甲、梅ノ木谷甲、福来口甲、片山乙、三百田乙、

古城乙、馬場乙、尾串森乙、別当乙、大豆ヶ平乙、梅ノ木谷乙、福来乙、福来口乙、御藪乙及び来光寺乙
寄松字

浜田甲、寄松甲、川内田甲、中沢甲、ニタ又甲、並松甲、府崎甲、聖神甲、来光寺谷甲、門田甲、高
ゾリ甲、竹ノクボ甲、下屋敷甲、ハノ窪甲、下新田甲、番城上屋敷甲、竹ノ鼻甲、三反田甲、中川原
甲、新井出甲、原甲、久池甲、井出口甲、毘沙門谷甲、五郎丸甲、大谷甲、山崎甲、廣瀬甲、瀧ノ下
甲、小ノ田甲及び坂口甲

字

石引口甲

861 の 1、861 の 2、862、863、863 の 2、864 の 1 から 864 の 3 まで、865 の 1 から 865 の 3 まで、
866 の 1 から 866 の 4 まで、867 の 1 から 867 の 3 まで及び 868 の 1 から 868 の 5 までの各番地

字

毘沙門谷乙、三反田乙及び五郎丸乙

川内字

馬形甲、浦戸甲、陣ヶ森甲、干治荘甲、奥内甲、鴨突甲、奥氏甲、助鎌甲、天王甲、音成甲、船頭畑
甲、唐木越甲、似…佐甲、地蔵ヶ天甲、環ノ内甲、清水甲、中田甲、中尾甲、三宝神甲、夏目ヶ市甲、
室屋甲、東若宮甲、西若宮甲、樋ノ口甲、国守甲、次郎丸甲、八月田甲、妙見山甲、御藪甲、水ヶ谷
甲、楠谷甲、裡田甲、桜木甲、石ヶ坂甲、太郎丸甲、山次郎丸甲、寄池甲、坪ノ内甲、永喜庵寄光甲、
恵美須田甲、大黒田甲、稲荷田甲、清水乙、石ヶ坂乙、楠谷乙、太郎丸乙、室屋乙及び御藪乙

理由書

本市将来の伸展の動向を勘案し、既定の都市計画を再検討した結果、本案のように変更しようとするものである。

議第 602 号 新居浜都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、原池庄内線、新田町 3 丁目乙 111-3 番地、高木町甲 320-1 番地、（王子町乙 2550-1 番地）、
15、約 2,720、

ただし、新田町 3 丁目乙 111-3 番地、新田町 2 丁目乙 1336-1 番地、18、約 480

西の土居町 2 丁目乙 225-1 番地、高木町甲 323-2 番地、18、約 560

金栄大橋幅 16 メートル

高木町甲 323-2 番地、高木町甲 320-1 番地、18~21.5、約 80

2, 3,13 久保田庄内線、高木町甲 310-2 番地、庄内町 3 丁目 514-2 番地、11、約 1,080

「別紙図面表示の通り」

第 2、都市計画街路中 1 等大路第 2 類第 1 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,2,1、新居浜駅東須賀線、繁本町甲 721-2 番地、徳常町甲 674-2 番地地先、32、約 240

2,2,1、原地庄内線、西の土居町 1 丁目乙 224-1 番地、高木町甲 320-1 番地、18、約 570

ただし、高木町甲 323-2 番地、高木町甲 320-1 番地、18~21.5、約 80

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

1 等大路第 2 類第 1 号線 知事執行

| | |
|------------------|-----------|
| 昭和 43 年度 | 約 割 3 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 1 割 8 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 4 割 3 分 |
| 昭和 46 年度 | 約 3 割 6 分 |
| 2 等大路第 2 類第 1 号線 | 市長執行 |
| 昭和 43 年度 | 約 割 6 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 1 割 7 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 1 割 8 分 |
| 昭和 46 年度 | 約 3 割 2 分 |
| 昭和 47 年度 | 約 2 割 7 分 |

理由書

都市内交通量の増大に対処し、将来における交通量及び土地利用等を勘案し、再検討の結果本案のように変更し、合わせて交通量の増大のはなはだしい路線の交通の渋滞を緩和さすため事業の決定を行うものである。

議第 603 号 新居浜都市計画下水道の変更並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市下水道中第 2 下水道江口排水路を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

4、江口排水区、約 120、新居浜市江口町、北新町及び河内町の全部、前田町、新田町及び西の土居の一部、都市下水路

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

4、江口排水区、主要幹線、江口下水路、新居浜市新田町 1 丁目 4 番 24 号、新居浜市河内町 4 番 50 号、1.2～4.5、約 1,170

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

4、江口排水区、1、土場ポンプ場、新居浜市新田町 1 丁目 4 番 31 号、0.1、180.6 立方メートル/分 1 台

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

4、江口排水区、1、新居浜市新田町 1 丁目 4 番 31 号、直径 1.2、
「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

4、江口排水区、約 120、新居浜市江口町、北新町及び河内町の全部、前田町、新田町及び西の土居の一部、都市下水路

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

4、江口排水区、主要幹線、江口下水路、新居浜市江口町 18 番 27 号、新居浜市河内町 4 番 50 号、1.4～1.2、約 300

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

4、江口排水区、1、土場ポンプ場、新居浜市新田町1丁目4番31号、0.1、180.6立方メートル/分1台

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

4 江口排水区、1、新居浜市新田町1丁目4番31号、直径1.2、

「別紙図面表示の通り」

第3 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和43年度 約2割4分

昭和44年度 約7割6分

理由書

本市の環境整備状況を再検討した結果、本案のように変更し、決定しようとするものである。

議第604号 西条都市計画用途地域の指定について

都市計画用途地域を次のように指定する。

| 用途地域 | 摘要 | |
|-------|-----------|-------|
| 区分 | 面積（ヘクタール） | 比率（%） |
| 住居地域 | 約556.0、 | 52.7 |
| 商業地域 | 約40.0、 | 3.8 |
| 準工業地域 | 約189.1、 | 17.9 |
| 工業地域 | 約270.5、 | 25.6 |
| 計 | 約1,055.6 | 100.0 |

都市計画区域約6,117ha

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市地区新産業都市の中核としての本市将来の発展に対処すべく、本案のように用途地域を指定しようとするものである。

議第605号 西条都市計画防火地域の指定について

都市計画防火地域を次のように指定する。

| 区分 | 面積（ヘクタール）、摘要 |
|-------|--------------|
| 防火地域 | |
| 準防火地域 | 約40.0 |

「別紙図面表示の通り」

理由書

西条市における市街地域内の都市防災についての現況は現在の土地利用度および経済力よりみて、防火地域を指定するまでには、その社会的要因が成熟してなく、時期早ししょうなので、当面商業地域の全域を集团的準防火地域に指定し、もって都市防災を期そうとするものであります。

議第606号 内子都市計画区域の変更について

内子都市計画区域

喜多郡内子町

大字知清

大字内子

字 駄馬、大門、片山、鳥越、野中、ケイダ、南、岸ノ上、隅川、岡栄、上久保、丁永、下久保、中久保、下沖、中沖、上沖、東、藤ノ木、井上、伊勢屋下、森、蔵本、正木、黒瀬、古城、青屋、古町、ワケノヲカ、大上、裏木戸。清処、堤、鷺…、上ノ山、松ノ前福山、権現前、長畑、長通、畑中、坪ノ内、西、五反、辻ノ堂、吉田、植松、土居、田ノ上、天場、大田、ウクイス及びツツミ

大字城廻

字 清正、岡及び田中

喜多郡五十崎町

大字平岡

大字古田

字 宮ノ前、女身…川、城元、妙見町、南城元、宝寺、岩ノ元、下沖、桜谷、豊秋町、下町、中村、中町、中沖、上町、藪外、上沖、宮ノ下、上村、キシ、陣ノ森、矢ヶ谷、上町西側、門松、タヌキ穴、ワキ田ノ上、ウシロ山、城ノ台下、南城、南城ノ田ブチ、南城ダイ、北城、法寺、坪谷、堤谷、ツクリ道、大空、宮山、風呂ヶ谷、竜宮、竜王、石立、柳添及び鳥越

理由書

本町における伸展の動向を勘案し、既定都市計画区域を再検討した結果、本案のように変更しようとするものである。

議第 607 号 内子都市計画街路の変更及び追加について

第1、 都市計画街路 2 等大路第 3 類第 1 号線ほか 2 路線を次のように変更し、都市計画街路に 2 等大路第 3 類第 3 号線を次のように追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）延長（米）、摘要】

2,3,1、内子橋鳥越線、大字内子字古城甲 1-355 番地、大字内子字鳥越甲 639 番地、

（大字内子字上沖甲 824 番地）、12、約 1,780

2,3,2、駅前通り線、大字内子字駄馬甲 118 番地、大字知清字堤甲 156 番地、12、約 650

ただし、大字内子字駄馬甲 118 番地、大字内子字上久保甲 722 番地、16、約 290

なお、起点附近に地積約 2,900 平方メートルの広場を設ける。

2,3,3、天場丁永線、大字内子字天場甲 2115、大字内子字丁永甲 573 番地、（大字内子字中沖甲 798）、

12、約 1,670

1,小,1、内子橋廿日市線、大字内子字黒瀬甲 1353 番地、大字内子字岡甲 408 番地、

（大字内子字伊勢屋下甲 1204 番地）、8、約 1,240

「別紙図面表示の通」

理由書

国鉄内山線の新設計画に伴う内子駅の位置変更等情勢の推移により検討した結果、本案の通り変更しようとするものである

議第 608 号 内子都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,2、駅前通り線、大字内子字駄馬甲 120 番地、大字内子字上久保甲 722 番地、16、約 280

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 43 年度 約 1 割 4 分

昭和 44 年度 約 4 割 5 分

昭和 45 年度 約 1 割 9 分

昭和 46 年度 約 2 割 2 分

理由書

国鉄内山線の新設計画に伴ひ内子駅と国道を結ぶ駅前線の新設が生じたので、本案の通り事業決定するものである。

議第 609 号 野村都市計画区域の変更について

野村都市計画区域

東宇和郡野村町

大字野村 1 号、4 号、10 号、11 号及び 12 号

2 号 1、2、2 の 2、3 から 12 まで、14 から 57 まで、60 から 115 まで、117 から 138 まで、141 から 147 まで、149 から 159 まで、161、168、171、172、174 から 203 まで及び 246 の各番地

3 号 1 から 53 まで、54 の 1、54 の 2、55 の 2、55 の 1、56 から 69 まで 70 の 1、70 の 2、71 から 77 まで、78 の 1、78 の 2、79 から 82 まで、84 から 108 まで、108 の 2、109 から 132 まで、132 の 2、133 から 142 まで、144 から 147 まで、149 から 217 まで、222 から 241 まで、243 から 246 まで、246 の 2、247 から 277 まで、278、279、285、289 から 290 までの各番地

6 号 1 から 10 まで、11 の 1 から 11 の 4 まで、12 の 1、12 の 2、14、15 の 1、15 の 2、16 の 1、16 の 2、17 から 131 まで、134、136 から 163 まで、164 の 1、164 の 2、165 から 167 まで、169 から 210 まで、214、216、217、219、220、223、225 から 228 まで、235 から 243 まで、243 の 1、243 の 3、244 から 261 まで、262 の 1 から 262 の 3 まで、264 の 1、264 の 2、380、381、449、450 及び 453 の各番地

9 号 1 から 60 まで、60 ノ 2、61 から 77 まで、78 の 1、78 の 2、79 から 95 まで、95 の 2、96 から 111 まで、113 から 115 まで、115 の 2、116、117、117 の 2、118 から 128 まで、130 から 156 まで、158、158 の 2、159 から 235 まで、237 から 245 まで、248 から 285 まで、289 から 295 まで、333、334、340、341、388 から 390 まで及び 392 から 400 までの各番地

13 号 1 から 4 まで、5 の 2、6 から 15 まで、15 の 2、16 から 29 まで、29 の 2、30 から 33 まで、33 の 1、34 から 38 まで、39 の 1、39 の 2、39 の 3、39 の 4、39 の 5、39 の 6、39 の 7、40、41 の 1、41 の 2、42、43、43 の 2、44 から 73 まで、73 の 2、74 から 89 まで、91 から 105 まで、107 から 121 まで、123 から 134 まで、134 の 2、135 から 172 まで、226 から 229 まで、231 から 270 まで、271 の 1、271 の 2、272、273 の 1、273 の 2、274 から 277 まで、277 の 2、278 から 285 まで、287 の 1、287 の 2、288 から 293 まで、293

の2、294から297まで、297の2、299、299の2、300、301、304から315まで、315の2、316、386から389まで、430から441まで、444から450まで及び511の各番地
14号 1から61まで、63から66まで、66の2、67から69まで、70の1から70の3まで、71から79まで、80の1から80の3まで、81から98まで、98の2、99から101まで、106から135まで、135の2、136から150まで、152から178まで、180から189まで、198、200から204まで、204の2、205から242まで、242の2、243から252まで、252の2、253から274まで、280の1、280の2、281から285まで、285の2、286から306まで、307の1から307の3まで、308の1から308の3まで、309の1、309の2、310の1、310の2、312から326まで、328、329、330の1、330の2、331から355まで、356の1から356の3まで、357から360まで、361の1から361の3まで、362から374まで、374の2、374の3、375から379まで、379の2、379の3、380から394まで、394の2、395から397まで、397の2、399から402まで、402の2、403から413まで、421から426まで、428から433まで、438、439の1、439の2、440、440の2、441の1、441の2、442の1、442の2、443の1、443の2、444の1から444の3まで、445から455まで、455の2、456から459まで、459の2、460、461の1、461の2、462から482まで、518から531まで、532の1、532の2、533、533の2、533の3、534から536まで、538から543まで、543の2、543の3、544から557まで、557の2、558から562まで、562の2、563から568まで、570、572から578まで、655から661まで、664から669まで、675から689まで、691から726まで、838の2、839から853まで、861、864から872まで及び881から883までの各番地

15号 1から15まで、15の1、16から20まで及び35から41までの各番地

大字阿下6号

5号 604、681、683、684、693、693の2、694から707まで、709から711まで、711の1、712から727まで、729から749まで、752、758、790から792まで、795から801まで、804、805、805の2、807から822まで、822の2、827から840まで、846、848から856まで、856の2、857から890まで、892から897まで、899から902まで、905から917まで、919から925まで、925の2、926から942まで、946から967まで、969から971まで、973から976まで、976の2、977から989まで、999、1160及び1165から1186までの各番地

7号 1、2、2の2、3、3の2、4から9まで、13、13の2、14、14の2、15から37まで、39から41まで、41の2、42から74まで、76から95まで、97、99から139まで、141から143まで、145から155まで、157から160まで、160の2、160の3、161から182まで及び184から188までの各番地

大字平野甲 1から13まで及び15から20までの各番地

大字1番耕地 1から4までの各番地

理由書

本町における伸展の動向を勘案し、既定都市計画区域を再検討した結果、本案のように変更しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 601 号 宇和島都市計画区域の変更について

幹事：従来の都市計画区域は黄色で囲んでございまして、ほとんど市の全域にわたっておったのでございまして、将来宇和島の中心地と関連しまして、市街地化するおそれのないような所まで入れておくのは適当ではないというような、新しい都市計画法が制定されました際に、そういうような方向に向かいました。将来市街地化するおそれのない山地区を除きまして、この赤のような区域に変更しようとするものです。以前の都市計画区域は 9,415 ヘクタールでございまして、その中の人口は 65,491 人でございましたが、新しい区域は 1,575 ヘクタールでございまして、人口が 57,930 人となっております。

議第 602 号 新居浜都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：原池庄内線は、金栄小学校のところで東川を渡り、それから右の方へ曲がり、新居浜駅の方に向かっていました。久保田庄内線は、曲った所から東の方に行っておったですが、原池庄内線を曲げることなく、まっすぐ延ばしまして、新居浜駅東須賀線までまっすぐ原池庄内線を延ばしまして、従いまして、その間、久保田庄内線と重複しますので、久保田庄内線の起点をずらし、新居浜駅東須賀線を起点とするように変更しようとするものです。

議第 604 号 西条都市計画用途地域の指定について

幹事：西条市は東予新産業都市となっております。昭和 55 年人口が約 117,070 ということになっておりますが、この計画では昭和 50 年の人口 88,700 人を参考にいたしまして計画を立てたものでございまして、昭和 40 年の人口をみますと、大体区域に含まれている人口が 27,350 人、この区域以外に含まれております人口が 25,018 人でございまして、合計して 40 年の人口が 52,368 人となっております。これを昭和 50 年に 88,700 人にふやすといたしますと、36,333 人というものがふえるわけでございましてけれども、そのうち、この図面で渦井川の東の方の山裾のところの下島山団地というものを 2・3 年計画で造成しております。そこへ 15,172 人となるわけでございまして、その人口をできるだけ現在の市街地を中心として、集中的に收容しようという考えから、この区域以外のところの人口増加を考えませんで、その区域へ 21,172 人を收容する。こういう計画をいたしまして、従来の 27,350 人と合わせまして、この区域で收容します人口は 48,522 人ということになるわけでございまして、大体そういった考え方から区域を決めたわけでございまして、各区域の人口密度を住居地域につきましては、ヘクタール当たり約 66 人と想定しますと、この住居地域につきましては人口は約 36,850 人となります。それから商業地域はヘクタール当たり 150 人としますと 6,000 人收容されることとなります。それから準工業地域はヘクタール当たり 30 人としますと、5,670 人ということとなります。工業地域は人が住まないということになってくると、合計しましてこの区域の中で 48,520 人、先の計画の人口を收容することができるという見通しを立てて、この計画を立てたわけでございまして、

議第 607 号 内子都市計画街路の変更及び追加について

議第 608 号 内子都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：今回内山線の建設計画によると、駅が現在の位置から南の方に移るため、さしあたり駅前線が必要になる。それから国道 56 号線をバイパスに松山の方に寄せて、図面のように変更します。それから新しく駅ができるので、駅前通り線が必要です。これを将来は小田川の左岸ほかの開発をかねて延長する計画です。
国有鉄道四国支社長：いまの施行理由によりますと、内山線の建設と駅の変更、これに基づいて計画をや

るということになっておりますが、国鉄の方といたしましては、内山線の建設計画につきましては、現在鉄道建設のために路盤関係の協議をやっております。しかしながら、現在の時点では開業設備についての協議はまだ行っておりません。新線の開業ならびに内子駅の移転については未定でございます。さらに内子駅の取扱数量とか、所要の設備の検討についてもまだできておりません。将来こういうことをやる必要がまだございます。以上の現状からいたしまして、現在の内子線に必要なもろもろの設備については、国鉄の部内で検討が出来てない現状でございますので、今回の審議会におきまして、国鉄の意見は申しかねます。

幹事：いまのお話のようなとおりでございますけれども、すでに国道 56 号線ができて、用地も非常に値上がりしてくるおそれもございますので、さしあたり国道の方から始めていけば、そのうち国鉄の方もいろいろな細かい計画は煮詰まってくると思います。国道の方から仕事を始めるというような計画にしております。

(付議案件の審議終了)

委員：都市計画審議会の問題で、し尿処理、塵あい処理場、屠殺場という問題については、非常に微妙な問題がございます。ところが、この議案を出した当該の事務組合が、いろいろ事情を聞くと、住民感情がスムーズにいった問題がないんだといいながら、その後に至って物議を醸すということが多々あります。最近にいたりまして、西条と、それから今治の問題、こういうことが非常に尾を引いておる。つまり、この都市計画審議会へ議案を通して、また補助ないし起債をもらう、こういう気持ちはわかりますけれども、僕らのことばで表現すると、都市計画審議案をとおして、そしてあたかも鍋ぶたで住民の意思をおさえるという傾向がいままであったわけです。現に西条地域において、それから今治地区において、理事者の苦しみは十分わかるにしても、もう少し今後この三つの問題については、十分に地区住民の納得を得てやってもらうように要望したいと思います。きょうは西条の委員さんもきておりますが、この前に課長に聞いたときは、そういうことは全然ないんだといいながら、再三再四にあるわけですね。この点、今後の心構えについて。

幹事：し尿処理場などの問題につきましては、これは建築法によりまして、し尿処理場をつくる場所は、都市計画上から考えて差し支えないか、あるいは差し支えあるかという意見を聞いておるわけでございます。たとえば、西条の場合にあの位置なら都市計画上差し支えないということになっておりますけれども、そのほかにもまだ差し支えない場所があるわけでございます。それで、都市計画審議会の「差し支えない」という答申があったとしまして、そのために強制的に土地を収用するとか、工事を強行するとかいう法律上の権限は全然ないわけでございます。ただ、あそこにする場合に都市計画上差し支えがあるかないかということを知っておるわけです。それに対して、差し支えがあるかないかという意思を表示しておるわけでございます。それに対してなんら強制する力はないわけでございます。それで何ら影響はないわけでございますけれども、それでも委員さんたびたびおっしゃいますように、とにかくそれが間違われるおそれもありまして、そういう話の円満にいきますように、われわれも念願しております。できるだけそういうことのないように、あらかじめ御意見をお伺いしてやっておるわけでございますけれども、やってみると、なかなか思うようにいかない場合もございまして、ああいうような状況になっておる場合がございます。法律的には全然強制する力はないわけでございます。この点ひとつ御了承したいと思っております。

委員：私も、10 年余り委員をやっておりまして、そのことは十分知っておるわけでございます。それは都市計画課長あたりの意思はそうだけれども、末端にいくとそうはとらないんです。そういうことを知りながらも、「都市計画審議会をとおっておるんだ」ということで、先程申し上げたようなことになっている。そういうことのないように、できればそういう物議をかもしぬようにしてほしい。こういうことを要望しておるわけでございます。

第 84 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 43 年 11 月 29 日開催）

出席者

| | |
|----|---------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 同 | 企画部長 |
| 同 | 愛媛県警察本部長 |
| 同 | 建設省四国地方建設局長 |
| 同 | 運輸省第 3 港湾建設局長 |
| 同 | 県会議員（3 名） |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員（6 名） |
| 同 | 新居浜市長 |
| 同 | 新居浜市会議員（6 名） |
| 幹事 | 都市計画課長 |
| 幹事 | 建築課長 |
| 幹事 | 港湾課長 |
| 幹事 | 環境衛生課長 |

議事項目

- 議第 610 号 別子青果株式会社卸売市場増築位置の決定について
- 議第 611 号 松山都市計画公園の変更追加及び廃止について
- 議第 612 号 松山都市計画緑地の変更及び追加について
- 議第 613 号 松山都市計画墓地の変更について
- 議第 614 号 松山都市計画素鷲土地区画整理事業計画に対して提出された意見書に係る意見の採択の可否について

追加

- 議第 615 号 新居浜中央青果株式会社卸売市場建築位置の決定について

議第 610 号 別子青果株式会社卸売市場増築位置の決定について

- 第 1 申請者、新居浜市〇〇 別子青果株式会社 代表取締役
- 第 2 敷地の位置、新居浜市庄内町 1 丁目 861 番地、同 862 番地（新居浜都市計画区域内）
- 第 3 用途、倉庫（増築）
- 第 4 敷地及び建物
 - 敷地面積 5,165.25 平方メートル
 - 建築面積 631.80 平方メートル
 - 建物の構造 軽量鉄骨造波トタン張

理由

事業拡張に伴い、従前地内に倉庫を増築しようとするものである。

議第 611 号 松山都市計画公園の変更追加及び廃止について

第 1 都市計画公園中第 6 号外 3 公園を次のように変更し、都市計画公園に第 23 号ほか 12 公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 6、北藤原公園、松山市藤原町地内、約 0.29、児童公園
- 7、八代公園、松山市湊町 8 丁目地内、約 0.75、児童公園
- 9、松田公園、松山市御幸町地内、約 4.12、近隣公園
- 10、城北公園、松山市大字祝谷地内、約 10.96、普通公園
- 21、星が岡公園、松山市大字東石井、大字星岡地内、約 21.50、普通公園
- 23、東野公園、松山市東野町地内、約 2.50、近隣公園
- 24、三町公園、松山市三町地内、約 3.51、近隣公園
- 25、南久米公園、松山市大字南久米地内、約 2.70、近隣公園
- 26、小野谷公園、松山市大字北梅本地内、約 0.20、児童公園
- 27、松山中央公園、松山市大字市坪地内、約 53.13、運動公園
- 28、花見公園、松山市南江戸町地内、約 12.42、普通公園
- 29、高岡公園、松山市大字高岡地内、約 1.40、近隣公園
- 30、別府公園、松山市別府町地内、約 2.30、近隣公園
- 31、古三津公園、松山市古三津町地内、約 0.77、近隣公園
- 32、安城寺公園、松山市安城寺町地内、約 2.23、近隣公園
- 33、太郎丸公園、松山市西長戸町地内、約 2.20、近隣公園
- 34、媛原公園、松山市媛原町地内、約 1.30、近隣公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 既定の都市計画公園中第 9 号公園は廃止する。

理由書

松山市における諸都市施設の配置を検討した結果、本案のように、公園を配置決定し、以て住民の福祉に資し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

議第 612 号 松山都市計画緑地の変更及び追加について

第 1 都市計画緑地中石手川緑地外 2 緑地を変更し、都市計画緑地に弁天山緑地ほか 1 緑地を次のように追加する。

【番号、名称、位置、面積（ヘクタール）、公園種別】

- 1、石手川緑地、松山市石手川官有地内、約 69.21、緑地
- 2、久万の台緑地、松山市久万の台町、衣山町、古三津町地内、約 95.09、緑地
- 3、梅津寺緑地、松山市梅津寺町、石風呂町、新浜町、高浜町地内、約 58.28、緑地
- 4、弁天山緑地、松山市別府町、北斎院町、大字高岡、大字北吉田地内、約 113.00、緑地
- 5、かきつばた緑地、松山市大字井門、大字古川地内、約 13.86、緑地

「別紙図面表示の通り」

理由書

松山市における諸都市施設の配置を検討した結果、本案のように緑地を配置決定し、以て住民の福祉に資し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

議第 613 号 松山都市計画墓地の変更について

第 1 都市計画墓地中千秋寺墓地を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

3、千秋寺墓地、松山市御幸町地内、約 1.23、墓地
「別紙図面表示の通り」

理由書

松山市における諸都市施設の配置を検討した結果、本案のように墓地を変更決定し、環境の整備を図ろうとするものである。

議第 614 号 松山都市計画素鷲土地区画整理事業計画に対して提出された意見書に係る意見の採択の可否について

第 1 意見書提出者

松山市〇〇 〇〇ほか 1,134 人（内個別意見提出者 217 人、連署意見提出者 918 人）

第 2 意見の概要 別紙のとおり

(3) 整理施行前後の地積

イ 土地の種目別施行前後対照表

| 種目 | 施行前 地積 (m ²)、%、筆数 | 施行後 地積 (m ²)、%、 | 備考 |
|-----------|----------------------------------|--------------------------------|----|
| 公共用地 | | | |
| 国有地 道路 | 24,876.68, 4.75 | 85,406.56, 16.31 | |
| 水路 | 13,258.15, 2.53 | 5,769.49, 1.10 | |
| 計 | 38,134.83, 7.28 | 91,176.05, 17.41 | |
| 地方公共団体所有地 | | | |
| 道路 | 5,794.88, 1.10 | 28,260.00, 5.40 | |
| 公園 | 0 | 15,788.71, 3.02 | |
| 計 | 5,794.88, 1.10 | 44,048.71, 8.42 | |
| 合計 | 43,929.71, 8.39 | 135,224.76, 25.83 | |
| 宅地 | | | |
| 民有地 | | | |
| 田 | 340,955.49, 65.13, 410 | 275,335.41, 52.59 | |
| 畑 | 1,024.79, 0.20, 5 | 828.00, 0.16 | |
| 宅地 | 112,521.64, 21.49, 49 | 89,296.10, 17.06 | |
| 墓地 | 915.70, 0.17, 6 | 915.70, 0.17, | |
| | | 1号該当 6筆 819.83 m ² | |
| ため池 | 590.70, 0.11, 2 | 0 0 | |
| 学校用地 | 19,633.07, 3.75, 23 | 19,633.00, 3.75, | |

| | | | | | |
|-------|-------------|---------|-----|-------------|------------------------------------|
| | | | | 1号該当 23筆 | 19,633.07m ² |
| 公衆用道路 | 1,449.48, | 0.28, | 33 | 0 | 0 |
| | | | | 6号該当 33筆 | 1442.87 m ² |
| 雑種地 | 2,512.39, | 0.48, | 2 | 2,300.00 | 0.44 |
| 計 | 479,603.26, | 91.61, | 971 | 388,308.21, | 74.17 |
| 合計 | 479,603.26, | 91.61, | 971 | 388,308.21, | 74.17 |
| 総計 | 523,532.97, | 100.00, | 971 | 523,532.97, | 100.00、62筆 21,895.77m ² |

ロ 減歩率計算表

| | | | | |
|--------------------|------------|------------|-----------|-------|
| 整理前宅地地積、 (台帳地積) | 同更生地積、 | 整理後宅地地積、 | 差引減歩地積、 | 減歩率 |
| 455,937.26 | 479,603.26 | 388,308.21 | 91,295.05 | 19.03 |
| (測量増加を加えたもの) | | | | |

(6) 換地設計の方針

街廓は長辺を 150m 前後、短辺は 50m 前後とし、画地割は従前の宅地の位置、地積、土質、水利利用状況、環境等を照応するように定める。

2 設計図

別紙図面表示の通り

第3 資金計画書

1 収入

| 区分 | 金額 (千円) | 摘要 |
|--------------|---------|----|
| 国庫負担金又は国庫補助金 | 122,000 | |
| 市負担金 | 243,000 | |
| 小計 | 365,000 | |
| 公共施設管理者負担金 | 390,000 | |
| 合計 | 755,000 | |

議第 615 号 新居浜中央青果株式会社卸売市場建築位置の決定について

第 1 申請者 新居浜市〇〇 新居浜青果市場株式会社、代表取締役

第 2 敷地の位置 新居浜市新須賀字一の関 (新居浜都市計画区域内)

第 3 用途 青果卸売市場

第 4 敷地及び建物

(1) 敷地面積 4,169.867 平方メートル

(2) 建築面積 2,400.82 平方メートル

(3) 建物の構造 鉄骨造小波スレート張

理由書

現在の場所は卸売市場として狭隘でありしかも交通ひんぱんな道路に面しているため、業況の発展とともに申請の場所へ移転しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

会長代理：大体本審議会は今まで関係者のみで審議しておりましたが、今日傍聴したいということ
で2人の方がはいつておられます。このことにつきまして、傍聴を許すかどうか、みなさまの
ご意見を聞きたいと思います。

（「傍聴賛成」と呼ぶ者あり）

委員：会議を円滑に進めて行くために、無制限な傍聴は困るが、本来民主的な審議会ですから、特に提案
されておる議案に直接関係のある方は関心を持っておられると思うので、特定の代表なり、限定さ
れた人数の傍聴はさしつかえないと思う。ただし、傍聴の方は、傍聴者という立場を守ってもらっ
て、会議の進行に協力してもらう。その範囲内での傍聴はさしつかえない。

委員：審議会の規律を維持するために、傍聴させるならばそれなりの準備をやってもらいたい。今日のよ
うな狭い会場でやる場合、審議の支障をきたすので傍聴反対。

委員：壬生川の三津屋地区の区画整理のときでも、今日のような狭い会場ではなく広がったけれども、全
部入れて意見も述べさせているので、今日の場合も全然入れないということでは変だと思う。この
会場から見て、少なくとも10人程度は入れてあげるべき。

幹事：壬生川の場合には、やはり傍聴させてくれという要望があったが、会場整理の関係もあり、会議の
秩序を保つ上からも傍聴をご遠慮願いました。ただ、出している意見書の補足説明をしたいと言わ
れたので、それに限っては、50数名見えておられたうち10名たらずの人を代表として入ってもら
った。1名か2名か、代表が意見を述べて退場された。いままでの実例はそのようになっている。

委員：せっかくきているので、意見があれば意見は言ってもらう。そうしないと、この狭い会場では、率
直に言って公正な審議は望めなく、またうしろに関係者がいれば、なかなか発言がやりにくい。だ
から、意見は意見で言ってもらって、それを聞いてから審議をやることにしよう。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員：それでは、10人ほど入れて、その中で代表に発言させるということですか。

会長代理：その件についてはそういう取扱にして、ほかの議案については傍聴をご遠慮していただいて過
去の例は進めているので、今回もそのようにしたい。

委員：委員さんの意見に賛成する。

委員：意見を言ってもらって、その後退場してもらうことにしよう。

委員：関係者に来てもらって、審議の時には出て行ってもらうのは当然です。

会長代理：関係議案につきましては、議案の上程前に10名ほどの方に入ってもらって、その中の代表の方
に意見を申し述べてもらい、退場後に審議するというようにしておりますので、傍聴はいまま
での慣例通りご遠慮願うということできたいと思います。

議第611号 松山都市計画公園の変更追加及び廃止について

幹事：6号、7号、10号は従来の公園の区域で、すでに人家が密集いたしておりまして、現在の状況では
公園にする一将来公園にするということにつきまして適当でないような地域も出て参っております
ので、その部分を除外いたしまして、少しずつ面積を縮小いたしました。それから21号の星が岡公
園は、従来児童公園的なものを設けておったのでございますけれども、この際、背後の山なども含
めまして大幅に面積を拡張したわけでございます。この9号公園は先の表では松田公園になってお
るのでありますけれども、従来は9号は北味酒公園でございました。しかしこの北味酒公園はすで
に人家が密集いたしておりまして、将来公園にするのはたいへんなことでございますので、これを

廃止いたしまして、別に 9 号公園として松田公園を新しく設けたわけでございます。

議第 612 号 松山都市計画緑地の変更及び追加について

幹事：これはいずれも従来公園として決定したものの中にも、だんだんと人家がでてきまして、現在の状況では緑地にするのが無理な状況になっている部分もたくさんございますので、そういう部分をこの際省きまして面積を縮小いたしましたのでございます。そしてその代わりに次の弁天山緑地ほか 1 緑地を都市計画緑地に加えるというわけでございます。

議第 613 号 松山都市計画墓地の変更について

幹事：従来、3 号の千秋寺墓地というのが城北の方にございましたけれども、現在では墓地として適当でないような状況になってまいりましたので、この際その一部をさきほど申しました 9 号の松田公園の中に含めることにいたしまして面積を縮小いたしましたわけでございます。松山市の公園計画は決定をいたしましてから相当の年月がたっており、現在の状況に合わないところも多々ございますので、この際、全般的に公園計画を再検討いたしまして、このように変更をしようとするものでございます。

委員：9 号の松田公園、それから 24 号の三町公園など、農業用の治水池を公園にするということで、おそらく堤防を公園にするという意味だと思うんですが、とくに松田池の周辺は住宅の適地であって、これを公園にすることによって、将来あの周辺の宅地化に支障をきたすのではないかと思うので、理解しかねるわけです。あそこは非常に住宅地に適地ということで市民から囑望されている地域ですから。

幹事：あそこは住宅地としても囑望されていると思いますけれども、公園としても非常に適地であるという判断で、松山市のほうではあの地域を都市計画公園として確保を要望せられたものだと考えております。

議第 614 号 松山都市計画素鷺土地区画整理事業計画に対して提出された意見書に係る意見の採択の可否について

会長代理：関係者からこのことについて意見を述べたいということで見えられておりますので、代表の方に入っていただきまして、意見を拝聴したいと思います。

参考人：私、素鷺土地区画整理の反対同盟の代表の〇〇でございます。反対同盟と申しましても松山市の区画整理を計画しておられるそのものに反対しているのではないんでありまして、反対同盟の結成にいたりしたのは、現段階における区画整理の計画上にわれわれの納得できない点が多々ございますので、その点を反対する同盟の結成となったわけでございます。さいわいにして、本日審議会があることを漏れ承りましたものですから、会員は 560 人おりますが、そのうちのごく代表の人にここに集まってもらったわけでございます。私たちのうしろには、1,800 にあまる有権者をかかえております。そうして毎日の生活の中で戦々恐々、この区画整理がいつ行われるのか、わずかな財産をいつ取り上げられるのか、そうして、おそろしい大きな道路がいつできるのかということ、顔を見るたびに私どもに尋ねられます。どうなっているのかさっぱりわけがわからない、雲をつかむような状態であるという返事しかできません。私ども思いますのは、国の都市造成計画の中でせつかく区画整理を行うのであれば、もっと市が大きな目で見て、こんなネコの額をいじるような小さな区画整理でなくて、もう少し正々堂々と、もう少し大きなことがなぜできなかったのかと思います。ごらんの図面の如く、真ん中に 1 本の道が通っておりますが、その周囲は全部行き止まりの道です。その道を市民がどうして利用すればいいのか、火事の際にはどうして消防自動車がいってきたらいいのか、どうして生活を高めていくことができるのか、こういう計画はあまりにも市民のあることをお忘れになった計画ではないかと思えます。われわれの生活をもう少し認めて計画をやっていただきたい。この区画整理を強行せられることは、憲法にも抵触す

るのではないかと思います。私たちのささやかな生活を剥奪する、わずかな私どもの幸福を取り上げようとするような状態でありまして、私どもはこの計画そのものに反対をいたしておるのであって、国が行い、松山市全体が行おうとする都市造成計画に反対しておるのではございません。そのところを御了承のうえ十分に審議願いまして、もっと血の通った計画のもとにおやり願いたいと思うのでございます。私どもは少なくとも 1,000 通以上の意見書をだしているわけでございます。その意見書のほとんどは「賛成」とは書いておりません。出されている意見書は私ども代表者も 1 通も開封しておりませんが、生活している私どもの事実の中にそれがくみ取れるのでございます。

営々と長年努力いたしました 1 サラリーマンが、定年直前にやっとのことでわずかな土地を得て、そこにささやかな我が家を建てまして、これでどうにか余生が送れる、落ち着いた生活をさせてもらおうという矢先にこういう事態が起こった。皆さん方がそういう立場になられたらどういうふうにお考えになるのでございましょうか。このわずかな区域で 3 万坪取り上げ、そうしてバイパスに使うのは 18,200 坪、私どもの手先にもどってくるのはたった 3,280 坪、あとは国の事業に取り上げてしまう。計画は 10 億かかる。10 億のうち 2 億 4,000 万円は市が出すが、残りは国の方が補助をやられるということでございます。私どもの 3 万坪の土地は、最低に見積もりましても 9 億をはるかに上回ります。その財産を取り上げて、10 億の事業をするという市が、あるいは国、県が、われわれに大きな福祉を与えるんだとおっしゃるのは、あまりにもおかしいではありませんか。もっと正しい福祉がわれわれに与えられるならば、われわれも喜んで賛成できる。おはずかしい話ですが、いまここにおられる市の長井課長が最初に説明にこられたときはわれわれは賛成した。国から 7 億 5,000 万円という金をもらってバイパスができる。「バイパスの周囲で区画整理をするが、あなた方はわずかの出費でバイパスができます」という説明があったときにはわれわれは賛成した。「ただし、青写真は見せてください」といって、後日、できた青写真を見てみましたら、最初の説明とは全然違うものが出てきて、行き詰まり区画整理といえますか、あまりにもおかしい区画整理の青写真であった。「これではいかぬ、だまされた」といってわれわれは不満の意向を申し上げた。その後 2 年間も鳴りをひそめておりましたので、やめたのかと思っていたら、突然告示がございまして、市役所の 4 階でこのとおりのものを見せられた。「これではいけない」といっても、言を左右にいたしますので、やむを得ず私ども決起いたしまして、3 月 30 日に市長の元へムシロ旗を立てて 43 名のものが押し掛けて面会を申し込んだがなかなか会ってくれない。やっとならば面会したら、仙波建設部長も出てこられまして、市長のいうのは「仙波にすべてをまかせておるから、代わりに仙波に忌憚のない意見を述べて、納得し満足のいくようになってからこの計画に同調してもらいたい」ということで、私どもは意見を述べてから引き揚げたのでございますが、その後は何の連絡もなしに今日にいたっております。ですから「もうやめてしまったのか」という人もございましたが、ふとした拍子から今日の審議会のことを聞き及びまして私どもでできたわけでございます。もうこんなことは私どもが申し上げるまでもなく、計画そのものにつきましても、皆さま既に十分御承知でございましょうが、3 万坪にあまるものを私どもが提供しなければならぬ、そして戻ってくるのはわずか 3,300 坪以内、残る 2 万 7,000 坪はどこに飛んで行ってしまうのか、それは道路、公園の中に入ってしまう。道路と公園は市、国の力でおやりください。その他のことについては、あらためて私ども賛成する道があると思います。しかしこのような小さな、区画整理にもならないような区画整理は賛成しかねますが、私どもは松山市全般の区画整理としてやられることに反対しておるものではございません。この点を御くみ取り下さいまして、もう少し血の通った施策をお取り下さるようお願いいたします。私どもの正会員は 551 名、その中には県庁に勤めているもの、市役所に勤めているものもたくさんおります。ところが今日こういう審議会があることは全然知りませんでした。昨日の夕方こういう

話を聞きまして、急きょまいった次第でございますが、私どもの説明を終わります前に、なぜこういう審議会が開かれるのを教えてもらえないのか。教えてもらえたら、前もって陳情なりお願いなりをつけ加えまして、皆さまのご審議に役立てたと思うのでございます。われわれは政治に協力したい。私どもの住んでいる小坂町、中村町、そして枝松の一部には1,856名の有権者がおります。この会の席にはそれらの票を受けている方もいらっしゃいます。私自身が票を投じた方もいらっしゃいます。われわれは政治についても十分協力したいと考えております。われわれはゴネ得をねらうものではございません。善良な市民であるために、あえて意見を申し述べまして、意見書に対する補足説明を申し上げましてごあいさついたします。どうぞ皆様、私どものささやかな生活を御くみ取り下さいまして、憲法に違反する様なことをあえてすることのないようにしていただきたいのでございます。あえてこれをやられれば、私どもは憲法をたてに踏み切る覚悟でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

参考人：関連して補足説明させてください。

会長代理：時間もございませんので、約束通り、ただ1名の代表の発言で終わらせていただきたいと思っております。

委員：補足だということですから説明を聞くようにしたらどうですか。

会長代理：それでは補足は1名限りでございます。

参考人：いま代表の方から御説明申し上げたわけなんです、松山市へ行って、ここにおいでになる建設部長さんとの話し合いで、大体こういうような計画は、権利者の多数の賛成を得なければ告示もなしに縦覧に供するという事はしないという約束があったわけです。ところが突如としてこのようなことになったので、私たちは御承知のような公約実行要求書を松山市の方へ出してあります。その中に、事業実施について、関係者多数の賛成があれば設計書の縦覧を行い、少数の場合はこれを行わないということを、権利者の前に文書で以て交付しておる、こういうことがあったから、それじゃ話が違うじゃないかということをお話申し上げて、白紙に返してくれ、こんな市民をばかにしたようなことでは事業は進まないから白紙に返してくれということを要求し、いろいろ折衝した結果、この計画は県へ認可申請する前に、大多数の賛成を得なければ県に対して認可申請はしない、という約束を松山市長さんから文書でいただいており、この計画に対しては反対であるという意見がたくさん出ている。こういうことから推し量ると、この計画はこのままでは実施できない段階であると私たちは判断しております。ですからいま御審議願うわけですが、そういうような状態にあることを十分ご勘案いただきまして、私たちの気持ちもお汲取りのほどを願いたい、ということをお補足したいわけでございます。

幹事：松山市は戦災復興によりまして、ご存じのように中心部は一応改良が終わっておるんでございますけれども、しかしその周辺部の焼け残りの区域につきましてはなかなか手が回り切れませず、松山市の発展とともにいろいろな問題がこの区域にたくさん起きておるように思うのでございますが、その第一のものが松山へ入ってきております三つの国道でございます。その区域で交通が非常に渋滞いたしておるわけでございますが、今回建設省の方ではまず33号線のバイパスを計画せられました。しかしながら、このような人家の密集しておるようなところを28メートルという広幅員で道路を建設することは、道路にかかる少数の人にも犠牲もかかりますし、非常に困難であるのが通例でございます。また、たとえ用地買収の方式で強行しまして国道が完成したといたしましても、国道としてはそれで目的を達するわけでございますけれども、せっかく国道ができました、その周辺の地域の受ける恩恵は極めて少ないわけでございます。従来、都市づくりとして線的な道路を開発するということが取られてきておったわけですが、今後はそれでは立派な町が出来ないということで、どうしても区画整理のような面的な開発をやっていくべき理想的な町はできないというのが大勢でございます。こんどの都市計画法の変更によりまして、今後の都市の開発はこういう区画整理方式の面的な開発を重点的にやっていく方針を建設省の方でも立ててお

られるようでございます。そこで、松山市の方ではこの際、松山市の発展方向でもございますし、国の補助など頂戴しまして、あの区域一帯の区画整理をやろうということを決心されたわけでございます。そうして昭和 41 年度ごろから、その構想について地元の関係者に説明を重ねてこられて、また調査も進められてまいりました。昭和 42 年になりまして、本審議会の議決答申を経まして、建設大臣が同年 12 月 27 日にこの区域、現在の区画整理をやろうという区域を都市計画として建設省告示 4484 号をもって決定をいたしておるわけでございます。そこで松山市はこの事業に対します事業計画を作成いたしまして、土地区画整理法の 55 条の規定によりまして、この事業計画を 43 年の 3 月 5 日から公衆の縦覧に供したわけでございます。その場合、この区画整理に利害関係のありますものは、この計画に対しまして何か意見があれば 2 週間以内に知事に意見書を提出してもよろしい、ということがやはり区画整理法の 55 条に決まっておりますので、意見書が知事の処へ出て参ったわけでございます。この意見書が出て参りました場合には区画整理法によりまして、知事はこの意見書を都市計画審議会に付議しなければならぬことになっております。そうして、この審議会で審議の結果、この意見はもつともであるから採択しなければならないという採択の議決がございましたときには、知事はその意見書の意見に応じてこの事業計画に必要な修正を加えるように松山市長に命じなければならないということになっております。なおまた、この都市計画審議会の審議の結果、採択すべきでないというように議決されました場合には、そのことを本人の方へ知事は通知をしなければならないということになっておるわけでございます。もしここで採択すべきでないということになりますれば、松山市の方からこの事業計画につきまして知事に対して認可申請がございませぬ。それに対して知事が認可をする、そして区画整理事業が本格的にすべりだすという段取りになるわけでございます。そういうわけで今回審議会に提案されたものでございます。

議案書にございますように、意見書を提出されました方は〇〇さんほか 1,134 人となっておりますが、その中には個別的に意見を出された方が 217 人、連署で意見を出された方が 918 人でございます。これを機械的に合算いたしまして〇〇さんほか 1,134 人を書いてございますけれども、この中には個別に出された方と連署で出された方と重複しておる方が 137 人ほどございますので、実際の意見書を出された人員は約 1,000 人でございます。それからまたこの区域内に住んでおられます方を住民簿から調べますと約 2,510 人おられます。なおこの区域外に住んでおられまして、この区域に関係のある権利者と思われる方が約 150 人、合計しまして 2,660 人になるわけでございますが、その関係者 2,660 人に対しまして、意見書を出されました方は約 1,000 人でございますので、その比率は約 37.8%になるわけでございます。それからなお 2,660 人という関係者の中で地主とか、借地権者とか、あるいは占有権者とか、そういうほんとの意味の権利のあると思われる方は約 1,200 人ぐらいになるわけでございます。

それから、さきの意見書を出されました 1,000 人の中でも奥さんとか子供とかいろいろございますので、その中で以上のような権利を持っておられる方を拾い出しますと約 463 人となり、その比率も約 39.3%ぐらいになるかと思えます。両方をいろいろ考えて見まして、大体 40%たらずの方がこの意見書を出されておると考えてもいいのではなかろうかと思うのでございます。

それからこの意見書は全部で 224 件出ております。意見書そのものは膨大なものになりますので、その中で意見の内容の要点を抜き出しまして、表に致しまして議案にあげてございます。次の処にあげて ございます表でございます。これにいたしましても 224 件でございますので、この中にはガリ版刷りの同じ内容のものに、ただ名前だけ書いて出してこられた方もたくさんございます。あるいはそれにちょっとペンで自分の意見を付け加えて出された方もございます。あるいは自筆で出されましても、まったく内容の同じようなものを書き写したような格好になっておる方もございます。中にはそういう見本のようなものをこしらえて回られたらしいのですけれども、それにそのまま自

分の名前を書いて提出された方もございますので、ことばの使い方はいろいろ違いますが、内容的にはある程度これをまとめることができるのではないかと思います。まとめましたのが参考のためにお手元に差し上げました「資料1」でございますが、ここに三つの場合に分けてまとめてみたわけでございますので、御審議の参考にしていただきたいと思いますのでございます。

そこで、この資料につきましての説明を申し上げますと、資料の最初の方は減歩に対する反対意見をまとめたものでございます。次のほうは計画の内容に対する意見についてまとめました。最後には、区画整理の計画そのものとは直接関係のないようなものを“その他の意見”としてあげました。この中で2枚目の12番の意見、これは非常に具体的な意見が書いてございましたので、この分だけ別紙としまして、一番最後のところへ、御意見の核心だけ抜き出しまして添付をいたしております。これらの資料につきまして、一言ご説明を申し上げようと思います。まず減歩に対する反対意見でございますが、この中で「この事業は国道バイパス造成を地区内住民の負担で施行するものであり、納得し難い」という意味の意見の方がたくさんございまして、個人で提出されました方が125人、連署が5件でございまして653名ということになっております。おことわりしておきますが、この数はこういう意見を出されました方の数でございますので、この下に小計があげてございますが、これは集計しましても大した意味のないものでございますので、この点ひとつ御了承をお願いしたいと思います。国道バイパスの負担をもたせるのはいかぬじゃないか、ということでございますけれども、区画整理と申しますのは、区画の変更をし、公共施設の変更あるいは新設をいたしまして、公共施設を整備し、そうして宅地の利用度を上げようというのが目的でございます。土地の利用度が上がりますと、当然土地の値打ちが上がるわけでございますので、その値打ちの増えました分についてその地主が負担するということは、区画整理をやらない区域に対する公平を保つ上からもこれは当然であると思うのでありまして、その公共施設が国道バイパスであろうが、あるいは単なる区画街路であろうが同様なことがいえるわけでございますので、これは国道バイパスだからといって別個に扱うことはないのじゃないかと思うわけでございます。それから、次の「減歩は財産権の侵害であり、住民の生活権をおびやかすものである」ということでございますけれども、さきほども申し上げましたように、これは憲法29条に違反しておるといような意見がたくさんございましたが、これも決して個人の財産を取り上げてしまうわけではございませんので、土地の値打ちの上がりましてその上がった範囲内で減歩をすることは憲法違反ではない、という判例もございます。区画整理をやって、立派な町づくりをします上では、これは当然のことではなからうかと思うのでございます。それから次の3でございまして、減歩されますと宅地が小さくなって、建築基準法に言う建蔽率に抵触するのじゃないか、という御意見ですけれども、建蔽率いっぱい建っておるような家があります場合、その減歩をすることになれば、結果的にはそういうことになりますけれども、しかし、建築基準法は新しく建築する場合にそういうものが適用されるわけでございますので、区画整理によって行います場合には、たとえば家の移転をするにしても、家だけが移転するわけじゃございませんので、区画整理は土地そのものも一緒に動くわけでございますので、建築基準法から申しますと、従来あった土地そのものには適用がないわけございまして、新しく家を建てる場合だけでございますので、建築基準法の違反ということにはならないと思うのでございます。

なお、この区画整理によりまして道路あるいは公園などが整備されてまいりまして、宅地の地積は小さくなくても、町全体としては空閑地が多くできてまいりまして、実質的な目的についてはあまり変わることはないのじゃないかと思うわけでございます。次に「用買方式で施行し、市の負担を増額して、減歩による地元負担を軽減せよ」ということでございますけれども、これは土地の値打ちの増加しました範囲内の負担でございますので、これは当然のことでございます。それから、19%なにがしかの減歩の計画にな

っておりますけれども、大体20%減歩というのが一般の基準と言ってもいいくらいじゃないかと思えます。それよりあまり下がるようではその地区の人だけに利益を与える、税金をそういうところに使うのはいかぬじゃないか、というような意見も出ておりますので、19%なにかというのはいくら減歩ではなかろうかと考えております。なお、現在の市の財政の状況、あるいは他の地区との比較の問題から申しまして、現在以上に大幅に市が負担することになかなか困難であろうと考えるわけでございます。それから第5番目の「無償提供の減歩に反対する」ということでもございますけれども、これは先程申しました通り、土地の値打ちの増加した範囲内の減歩であれば当然なことでもございますので、議論の余地はなかろうと思われるのでございます。それから第6番目の「減歩により耕地面積が縮小し、耕作農民はいっそう経営規模が零細化する。また換地先の地力によっては生産性が低下する」というような意見がございましたが、これも主観的には、農業をやっておられる方は、土地が減ればそれだけ収益が減るようになるわけでございますが、その代わり土地の値打ちが増えるわけでございますから、客観的に見ますればこれもやむを得ぬことだと思います。それから“換地先の地力”ということがございますけれども、これも現在の位置に換地するのが普通でございまして、たとえば外の処へ移るといったことがございまして、たとえば農地の換地が道路とか水路の上にもってこられたという場合には、埋立とか敷地とか、あるいは転地換えというような工事も行われるわけですので、これも問題ないと思われるわけでございます。それから7番目の「過小宅地については減歩率を緩和して1割程度とせよ」ということでもございますけれども、過小宅地—あまり小さな宅地が出来ることは好ましいことではございませんので、区画整理法の施行令に決めてございます範囲内の基準を決めて、それより小さくはない、ということを決めることもできるわけでございますけれども、これはこの事業計画の認可がありまして、それから地域内の土地を、あるいは土地の所有者とか、その他の権利者の代表として選び出されました区画整理審議会の委員さんに相談をしまして、市の方で決めた施行規定によって事後の運営をしていくわけでございますが、そういう手続きをとってこれからの換地計画などがつくられていくわけでございますので、ただいまこれはこうするという結論を出すわけにはいかないわけでございます。十分に地元の権利者の代表でございます区画整理審議会の委員さんの御意見を聞いて決められるものでございますので、ただいまは直ちにどうするというものではないと思うわけでございます。以上が減歩に対する反対意見でございます。

次に計画内容に反対する意見として、第1番目が「区画街路は現状のもので十分である。とくに区画整理を施行する必要なし」という御意見でございまして、この地域は大体5メートルから7メートル程度の道が1本と、2メートルから4メートルくらいのもので8本ぐらいある程度でございまして、とうていこれで十分とは言えないと思うのでございます。次の2番目は「区域内外にわたる計画に関連性がないため袋路が生じるなど不合理である。また計画に具体性が見られない」、これは先程の方も申されましたけれども、区画整理をやります場合に、人員とか資金とかその他いろいろな関係で10万坪から14~15万坪ぐらいをやるのがいちばん手頃でございまして、この場合は15万坪になっておるわけでございます。それでさしあたりは行きどまりの道もできるわけでございますが、将来またその道路の改修が行われることもございますし、区画整理も2次、3次と続けて行われることもございますので、その場合には、現在やっております行きどまりの道路ときちんとつながるように出来上がるわけでございますから、長い目で見れば不都合はないと思うわけでございます。なお火災とかなんとかの際、行きどまりでは消防車も困るという場合にも、全然通り抜けができないというところは少ないわけでございます。もしそういう場合にも市の方で何とか通り抜けはできるようにしたいという御意向のようでもございますので、これもしばらくの間しんぼうするよりほかないと思うわけでございます。それから3番目の...

(「大体わかった」と呼ぶものあり)

委員：区画整理反対の意見があったんですが、松山市側から御意見をちょっと聞きたいんですが。

委員：市の方の意見を述べろということですが、私、どこの都市にも百年の大計を立てまして、都市計画の街路というものがあると思うんですが。これは建設大臣が都市計画審議会に付議して、将来の計画があると思います。それを実現する方法といたしまして、いままでやってきたような用地買収方式でやるのがいいのか、あるいは今回のような区画整理方式で面的に拡大して都市の発展を願うのがいいか、2つの方法論があると思います。もうひとつ進みますと、都市改造という方法論もあると思いますが、この地区につきましては、まだそれを適用するところまではいたってない、と発展状況から考える次第でございます。二つの方法論があるかと思いますが、私といたしましては、このバイパスを用買でやるよりは、面的に都市を発達させる方が理想的であるということから区画整理事業に踏み切ったわけでございます。その方法といたしましては、さきほどから事務局の方からも減歩に対する反対等、それぞれ意見の御説明があったわけですが、本審議会といたしましても建設大臣から区画整理をやるということについて諮問が来て、それに対して満場一致で答申をいたしておりますので、区画整理をやるということは減歩は当然のことではないかと考える次第でございます。減歩につきましても、5割とか6割の減歩になれば価値が減少する可能性があるかもしれませんが、今回のごときは2割程度の減歩でございますので、地区全体の増進というものは、はっきりと数字に現れて来ると確信いたしております。今日のバイパス関係につきましては、国道が交通状態も非常に渋滞いたしておりますので、方法論は区画整理でやっていきたいと、かように考える次第でございます。

委員：この計画につきましては、すでに数年前から市といたしましては立案計画をいたしまして、この審議会にも協賛を願い、過般このことが建設大臣から許可になっておるような次第でございます。松山市百年のために、地区住民に対してご迷惑のかかる面はあろうかとは存じますけれども、こういう面につきましては十分考えをいたさなければならぬことはもちろんでございますが、この都市計画を進めることによって、松山市将来の発展の基礎となるという確信を持っておりますので、なにとぞご審議賜りまして、この問題を採択しないようにご協賛たまわりたいと存ずるわけでございます。

委員：こういう問題に当面したことがないものですからよくわからないんですが、幹事さんに御説明願いたいんです。意見書がたくさん出ておりますが、その中には取り上げて解決する問題がたくさんあると思います。採決になりまして否決ということになると、それらは全部葬られるというようなことでは私たちよくわからないので、私もこの審議会で賛成した一人でございますが、これらの意見書の中には、円満な解決の方法がたくさんありますのに、ここで否決してしまうと、それは全部無視されてしまうことになるのかならないのか、この審議会の採決の結果どうなるのかを御説明願いたいと思います。

幹事：あとずっと詳しく見ていけばわかるわけですが、この中には全然問題にならぬものもあります。あるいは将来、計画を変更していけばそういうようなこともできぬこともないというものもございます。しかし、現在の段階における計画としてはこれは妥当なものであって、いま直ちにこれをこの場で変えなければならぬということはなからうと思います。

委員：取り上げてしまったらどうなるのか、また否決したらどうなるのかということです。

会長代理：これは減歩に反対だということだから、これを採択したら全部御破算になってしまう。しかしこれを否決した場合は、区画整理審議会ができて、そこで協議をしてきめていけば、この意見の中のやれるものはやっていけるわけでございます。

幹事：さきほどから申し上げましたように、区画整理審議会をつくって、その意見を聞いてやっていかなければいかぬものもありますし、それから、いま道路がきまっておるわけですから、それを変えようと思えば、もう1回計画の変更をしなければなりません。

委員：それは否決になったらだめですね。

幹事：いや、それは変更しなければいかぬということになれば変更もできぬことはないわけです。

会長代理：この意見を採択すれば、減歩なんか反対でございますから、全部これをやめてしまわなければいかぬということになります。しかしこれを否決却下しましても、この中で聞けるものは逐次区画整理審議会の中でやっていける。しかし大体はこの形で、いまやっているものでやっていくんだということになるわけでございます。

委員：改善意見は取り上げられるということですね。

会長代理：否決しても、やはりその中で聞けるものは進行の過程でやっていける。しかし大体の大筋は先程決めたこのナンでやっていくんだと。しかし採択しますとこの全部がなくなってしまうということになるわけでございます。

委員：いまも御話がありましたように、意見書の中を見ますと、内容も複雑で趣旨がまとまっておりませんし、またさきほどの住民の代表の方の御話を聞きましても、この計画全体には反対でないということでありまして、これを採択することによって、全面的に計画がストップすることも予想されます。すでにこれは市においても議決していることでもあり、また将来のためにもそのまま計画を推進すべきだと大所高所から考えます、そういう点において、採択は無理じゃないかと思えます。しかし、このような声が出ていることは事実ですし、また内容についてはたしかに考慮してあげなければならない面も多分にあるようでございます。したがって、この計画を推進する為に、やはり採択しない方がスムーズにいくということであるならば、地域住民が納得するように、市の方も十分時間を費やし努力をし、納得をさせ、さらにまたいろいろの意見で実施面において取り上げられるという面については、大いに地域住民の人たちの意見も汲んでやり、スムーズに推進できるようにしていただきたいという考えであります。

委員：区画整理がどれだけむずかしいかということは、松山市の理事者やみなさんは身を持って感じていると思います。新居浜でも3回やったけれども、全然やれぬのです。しかしこういう意見書を採択すればパーになってしまう。結局、微妙な問題ですけれども、陳情者の代表の御意見やら、それから委員さんからもいろいろ出たように、まだ十分現実の煮詰めがしてないように思うんです。新居浜の繁本町あたりでも、半年くらいかけてやったけれども結局納得が得られなかった。つまり現地の調整というか、煮詰めが全然してないというふうに考えるんです。ここで採決とかなんとか言うよりも、えらい失礼な話ですけれども、できれば一応これを下げて、現地でもういっぺん調整するという方法がいちばん妥当じゃないかと思えます。その点どうですか。

委員：いま委員から発言があったんですけれども、私、別に議論するわけではありませんが、私はちょっと考えが違いますので、あわせて御答弁いただくなりいただいたらと思います。と申しますのは、個々の問題では立体橋を架けてくれというようなこともあったと思います。この問題は、別に都市計画でなくとも、交通がひんぱんになれば当然立体橋も架ける。ほかの方法で架けることもあると思います。ですから、個々の問題については、私はなお十分市の方、あるいは県も考慮してやる必要があると思いますが、これはもたもたしておると、かえってそのことが不親切になるんじゃないか。さきほども陳情者の代表の言葉の中に、だれそれがどう約束したとかなんとかということがありましたが、どうせやらなければならないものなら、早く決めてあげて、この方向で進むんだと、そうして具体的な小さいことについては住民の意見も十分考慮して、あとの区画整理委員なり、あるいは市なり県なりがやってあげる。しかし、どうせやる方がいいし、やらなければならないということですから、今日結末をつけることが住民に対しても親切でないか。またその方向で進まれるならば、やめたんであろうか、どうであらうかというような印象を与えることは、かえって悪いと思いますので、今日ぜひ結末をつけてもらいたいと思います。

委員：私の質問にお答え願いたいんですがね。

委員：松山市といたしましては、区画整理方式で都市の開発をやりたいということを思いつきましてから測量に入りましたわけでございます。測量に入りましたから余計な紆余曲折がありました、地元へ向いて説明会を30回か40回やりまして今日までまいっておりますので、ただ急に区画整理をやるんだという打ち出し方はしてないわけでございます。説明の段階におきましてわれわれの説明が不十分であったか、あるいはあくまでも絶対反対という御意見であったかわかりませんが、縦覧をいたしましたところ、今日のような意見書が出ておりますのでご報告いたします。

委員：地元の代表にお会いしてみました。ところが、いまの幹事さんの御答弁によりますと、否決されますと問題の解決がしにくくなるような気がするわけです。やはり話し合いの場が少ないと思うんです。意見書を出すのは、何カ月も前にやって、そうして個々人がまちまちに出してきて、統一された意見にはなっていないんですね、見通しもはっきりしていないで意見書になっているわけです。一部統一されたものもありますけれども。そういう関係で、将来これをやろうとわれわれが致します場合に、もう少し地元の意見を煮詰めてみる必要があるんじゃないか、という気がいたしますので、ここで採決、否決ということにせず、継続の形でやられる方がいいんじゃないか。委員さんの御意見には賛成いたしたいと思います。

委員：私の言うのは、松山市の理事者はやるといっても、ここで通ってもできないと思います。いままでの過程も十分聞いたけれども、できないものだったら、失礼けれどももういっぺん皆さんの方から下げて、地区の方々は絶対反対ということは言っていないんだから、現地でもう少し煮詰めるという作業をすべきだという、その御考えを聞きたいということをさきほど申し上げたわけです。

委員：委員の立場でものを言っているのか、松山市の立場で申し上げているのか、ちょっと行き詰るような気がいたしますが、私はこういった法の手続きを踏んで縦覧をして、意見書が提出されておりますので、ひとつ審議会においてもそれに対して右か左か、はっきり本日お答えを出していただくことが、将来においてまた話し合いの場も持てるんじゃないかならうかと思えます。

委員：だいが会議の進め方の話が進んでいますが、私、審議会という立場で松山市なり審議会の事務局もしくは会長に、本質的な点で疑義がありますのでお尋ねしたいと思えます。そのひとつは、9月に開かれた松山市の定例議会の議事録に基づいてお尋ねしたいと思うんです。9月18日の市議会の本会議の代表質問の中で、ある議員さんからこの問題について「反対者の理解を求めて協力を得るように最善の努力を払う必要がある」という趣旨の質問がなされており、これに対して市長は「区画整理がなかなかスムーズに進行していないが、県に対して意見書の処理を早急にやってもらうよう要請をしている」—これだけの答えしかしていないわけです。なおかつ、この9月定例議会の建設委員会で、この件に関する反対陳情が不採択になっておるわけです。当然委員会の結論は本会議で批准がなされておるはずで、こういう一連の市議会の過程から判断して見まして、一つ疑問が起こってくるのは、区画整理事業が必要であることも私は認めております。区画整理事業にそれなりの反対が当然出てくることも十分認識をしております。ただし、できるだけ円満に、スムーズにことを執行していくことにこしたことはないので、こうした市議会の一連の応答からみても、またこの審議会が開かれる前に松山市の議会が開かれておるわけですが、以後この審議会までの間、松山市自体として、この反対者の方々の協力を得るための具体的な努力がはたしてその間もなされておるのかどうか。あるいはそういうことをされる意思があるんなら、例えば議会側の審議の傾向も、継続審議とかなんとかいう経過がでてこなければならぬのに、本会議ではそういう応答がありながら当該議会で否決してしまっている。そうすると意見書を中心とする反対者の意向については、問題の解決をこの審議会に持ち込んで、審議会の決定に依って、もろもろの意見書なり、反対者の意向については取り上げてもらう段階にならなんだ、ということが、こんどは松山市側の錦の御旗になって、かなり強硬

にこの事業が執行されていく、という懸念が出てくる。その場合の責任はあげてこの審議会にかかってくる、そういうことが懸念されますので、反対者に対する了解工作なり、協力を求めるための努力は具体的にどういうふうになされておるのか、そのへんを会長あるいは当該市の責任者の方からでも御説明いただきたいと思います。現に松山市選出委員の方々の中からもかなりニュアンスの違う意見なり御質問が出てきておるので、該当市の内情について、率直に申し上げて疑義を持つんですがね。

幹事：この審議会でも不採択になれば、それをかさにきて市の方で強引にやるんじゃないか、という御質問でございますか。

委員：市議会に意見書が出てきて「反対者の協力を得るように積極的に努力せい」という代表質問に対して、市長は「審議会で意見の処理を急いでもらうよう要請をしている」という答弁をしておる。しかも同じ議会でこの問題に対する反対陳情が不採択になっておるわけです。議会が要望しておられる「反対者に対する了解工作を努力せい」ということに対して、市の方で努力せられる意思があるんなら、市議会の審議も継続審議かなんかの形で、了解工作なり協力を求める努力は継続されてしかるべきだと思うんです。そういう一連の動きからみると、この問題の執行に関する問題処理の場をこの審議会に求めて、審議会で意見書が不採択になったからしょうがないじゃないか、ということが錦の御旗になって、強硬執行される懸念が出てくる。そういう意味で審議会としては非常に責任を感じざるわけでありまして。しかも現実に奇異なことに松山市選出委員の中から数々のニュアンスの違うご意見が出てきておる。そこに非常に疑義を感じるので、私は審議会の権威を守る意味において、具体的にどういう努力がなされて、どういう観点で今日にいたっておるのか、という問題をはっきりさせてもらいたいと思います。

委員：そのことにつきましては、市議会でもいろいろ質問が生まれて、ただいま委員さんのおっしゃったように、市といたしましても努力は続けてまいっておるわけでございます。ちょうどここに担当課長が来ております。担当課長は昼夜ともに地元へも出かけていきますし、さきほど補足説明されました地元の会長とも接触を続けてまいっておりますので、その状況を御説明させていただきます。

参考人：市の担当課長でございます。意見書が提出されたその後の過程を申し上げますと、私ども、この意見書の提出者のうちの代表の方々には数回お会いしております。この代表者の方というのは会長さんでございます。会長にお会いするのは、反対期成同盟会の規約で「個別折衝はしない」ということでございますので、会長さんにじきじきに私があつて、その後意見書の内容等につきまして事情等を聞かしていただくように御話を申し上げておるわけでございます。さらにまた、会長さんの御話では、その後審議会を開催するというところでございますけれども、反対期成同盟会のみなさんには御理解していただけないので、都市計画審議会の場を経ましてその後お互いの話を進めていくというような考え方を私ども受け取りましたので、その後は折衝を差し控えておる形でございます。ただその間には、賛成の方々もいろいろと、早く事業を進めろという御意見もありましたんですが、そういうような過程で今日までできております次第でございます。

委員：論議も十分尽くされたと思います。この区画整理の問題、色々意見はあるでしょうけれども、私はこの際ひとつこのへんで質疑を打ち切って表決をして、どちらかということを決めてあげることがいいと、かように思いますので、さように御取り計らい願いたいと思います。

委員：みなさんお忙しいのはよく知っておりますから、いつまでもねばる気はないんですが、具体的に出されている意見書の中で、将来に問題を残す可能性があると思われる意見が2、3ありますので、その点について念のためおうかがいしておきたいと思います。一つは、さきほど幹事の方からたいへんご親切に御説明をいただいた中で「減歩により耕地面積が縮小し」云々ということについて、「この事業を行うことによって地価が上がるんだから、農地が減少して云々という問題についてもカバーができるんじゃないか」と

いう御説明があったんです。この点について、これが宅地等の場合であれば、幹事の御説明をそのまますなおに承って了解ができるんですが、問題は農地なんですから、農地法の精神からみて、土地区画整理事業をやった以後、その区域内にある農地は他に転用することが前提になる、そのことを奨励されるんならそういう議論が出て来ると思いますが、あくまで農地法の精神に立つときような解釈をするわけには簡単にはまいりませんと思いますので、その点をはっきりさせていただきたい。もう一つは、一覧表の2番に「袋路が生じる」云々とありますが、そのことについて「基本的な解決は、将来第2次、第3次の区画整理が行われるであろうから、その際に基本的な解決をはかりたい、その間は松山市側と話し合いをして、せめて人が通り抜けられる程度の応急処置は講じたい」こういう趣旨の御説明があったと思うんですが、これだけの議論を尽くして、これから区画整理事業をやろうというのに、その区域内で消防車が通り抜けられないような道を残して、これを将来の区画整理事業に預けていくような格好の計画のしかたでは問題が残るんじゃないか。同時に、第2次、第3次の区画整理事業はいついかなる時期にどういう方法で計画をされておるのか、全くの架空の話であるのか、そのへんの関連性をはっきりさせていただきたいと思います。それから建蔽率の問題ですが、「区画整理事業によって家だけを移すのではなしに、家と土地と一緒に移るんであり、なおかつ建蔽率については、新規に建築する際の規制の基準であるから、こういう際にはかまわない」という御説明があったんですが、そういうことであれば、直接この審議会の責任ではないにしても、将来河川改修や道路改修のたびに、あらゆる公共事業のたびにこうした類似の例が出て来るわけですが、それらを一括して、公共事業にともなう移設の場合の建蔽率についてはいっさい問題がない、という割り切り方をしてさしつかえないのか、どこにそういう基準があるのか、どこにそういう前例があるのか、念のためにはっきりさせていただきたいと思います。

幹事：農地についてでございますが、これは主観的にはそこであくまでも農業をやっていくんだという意見もございませぬけれども、客観的に見れば、あの付近でいつまでも農業をやっていくのは無理じゃないかという感じがするわけです。こんどの新しい都市計画によりまして“市街化区域”といって市街化を促進する区域と、“市街化調整区域”といって市街化を抑制して、将来の発展の為にスプロールするのを抑えていこう、あるいは農地として保存していこう、そういう市街化調整区域をはっきりきめるようになりつつあるわけで、そういう意味から申しまして、町の真ん中にいつまでも農地としてがんばるんだ、という考えはもういかぬのじゃないかと思うのであります。農地法との関係はどういう調整になっていくか、ただいまのところははっきりしたことはまだわかっておりません。それからもう一つは袋路のことでございますけれども、これは区画整理でやるか、あるいは市の方で街路事業でやられるか、具体的にどうすることはまだきまつておるように聞いておりませんが、さしあたり人が通り抜けられるくらいな道はつくるつもりだ、という市の方の御意見は承っております。それから消防車の問題も、この図面のように、行き詰まりと申しますのは、周辺の短い区間ですから、そこを無理に消防車が抜けなければならぬという必要もないんじゃないかと思う訳でございます。それから建蔽率でございますが、これについてはズバリのものはございませぬけれども、準防火地域の中へ区画整理で移された場合に、従来の建物を防火構造にしなければいけないというような判例になっておりますので、それから類推しましても建築基準法には違反してないと思います。それにまたそういうような判例も、そのものズバリではございませぬけれども、似たような判例が出ておるわけです。

委員：聞きたいことは山ほどあるんですが、ここで議論しても際限がないと思いますので。

この意見書の御説明一特に不審な点だけを御説明いただいて、理解できた範囲内から分けて見ましても、採択することのできない意見もたくさんあるし、それから、この事業をさらに有効に進めていくために、少なくとも審議会という段階では趣旨については十分理解が出来る、したがって具体

的な施行なり計画を進めていく過程で十分話し合える余地のある問題に属する意見も多々あると思うんです。したがってここでこういう形で議案の提起をされると、全部の意見書を一括して採択か不採択かという格好になってござるを得ませんし、かりに一括して不採択ということになれば、先程来、市の担当部長、担当課長の御説明によりまして、ニュアンスからうかがわれることは、この審議会で不採択に決まれば、悪意ではなしに、事業は迅速に進めていかれる関係上、本来趣旨採択すべき意見書の内容についても、現実の問題として、あまり考慮する余地がないままに事業が進められていくんじゃないかという心配がありますので、たいへん手間をかけて恐縮なんですけど、できるものであれば、若干の部分か小委員会でもつくって、そこで個々の意見書について、これは不採択、これは趣旨採択して新しくできる区画整理審議会に十分善処方を要望する、とかいう使い分けをする必要があるんじゃないかと思っておりますので、適当な部会もしくは小委員会に付託していただくことができるかどうか、これをご検討願いたいと思っております。

会長代理：いろいろ御意見もあることではございますが、「採決採択」「意見があります」と呼び、その他発言するもの多し)

会長代理：では意見は簡単に願います。

委員：私も区画整理には賛成なんですよ。ところがこんど出ました意見書の数を見て戴いたらわかりますように、所有権者の 551 人の 52%が、いろいろ項目は違いますけれども反対しているわけです。この数はあまりにも多すぎる。たとえば、壬生川にも例がありますが、もしこれを強行のような形でやりますと、やれるものも円満にできなくなるのではないかという心配をするわけです。ですから、そういう意味では、一番多い 778 人が主張しておるのがバイパスと申しますか環状線と申しますか、ど真ん中を通るある（・）占める割合が 3 万坪も提供するのではないか。私の考えでも、いまの 11 号線と 33 号線ではさばききれない時期にひんしておる。これを救済するためにあの道路をどうしてもつくらなければいけない、というのが当面の課題なんです。これはひとり住民のためにつくる道路ではなくて、松山市民全体のため、むしろ県道、国道以上の重要な幹線道路に計画しなければならないのを、これが地元との住民のわずかの方々の負担において行われるということについては、これは問題があると思っております。そこの説得がむずかしいわけですが、用買方式に中央線を切り替えるということにして、円満な方向に進めないと結果が非常に危機にひんするのではないか。議事を御急ぎになる会長の考えもわかります。しかし早くこのことを完成するためには、ここで「異議なし」ということで否決しすることは、あまりにも重要な要素を含んでおるということを描きたいわけなんです。とくにこのような重要な超特急的な道路に国が 5 億 1,000 万円、市が 2 億 4,000 万円出しておるけれども、県が 1 銭も出してないんですね。これはどういうことなのか。これは都市計画の例がありまじょうが、他都市では県も補助を出しておるわけです。これは県が県都松山に対する入口の道路をどう解決するか...

(「議題外、議題外」「議事進行」と呼び、その他発言するもの多く議場騒然)

最終的にはこれをここでいっぺんに採決してしまわないで、混乱させないような方向で、委員、委員などが言われましたように、もう少し話し合いの場を作る方法で推進すべきではないかと思っておりますので、そういう方向で議論をしてもらいたいと思っております。

(「採決、採決」と呼ぶものあり)

会長代理：ここで採決するかどうか、みなさんにお伺いしてそれから次に移りたいと思っております。この議案を保留するか、それとも本日採決するかについて、採決に賛成の方挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会長代理：賛成多数でございます。では、本日これを採決いたしたいと思っております。この議案に知己まして

は、慎重審議を要することでございますけれど、非常に意見が多数でございますので、まず審議の方法についてお謀りいたします。お手元の議案の提出者と、提出された意見の概要を一括審議いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

会長代理：では一括審議することにいたします。

委員：委員の質問やら松山市の方の答弁を伺いますと、この審議会を通るものだと、われわれのことでいえば、住民の側からみれば、なにかなべぶたでゴキブリをしゃいだような感じを受けるんじゃないかと思います。だから、そういうことをやれば絶対これはできませんよ。私はそれを恐れるんです。審議会を通して一はつきりいうたら、市役所の方も県庁の方も官僚的な気持ちがやっぱりいまに残っておる。通ったんだからと言って圧力が地域へかかりますよ。そういうことをやればなおこじれる。だから私は、継続ということはこの場合ありえないから、一応、大いに胸を広げて、みなさんから下げて、そういう作業をやって、ある点まで煮詰めて出してほしい。これがいちばんスムーズに行く方法だと思います。みなさんは御忙しいし、今日やってしまえというお気持ちはわかりますが、そういう気持ちがかえって住民に禍根を残すんじゃないんですか。

委員：私、議事の進行の状態に着いて非常に不可解と思うんです。この問題は、松山市という現場の担当をやり、現地住民の意思を尊重する議会が決定をしておるんですよ。さきほどからいろいろお話があるけど、私はこの段階では会長がちゅうちょしておることがおかしいので、採決をしてこの審議会の態度をはっきりさせたいんです。松山市自体がはっきり意思決定をしておられるんだから、その点こういう問題については一部に御意見十分あります。ただ願わくば、さきほどからの御意見のことも、松山市の責任者の方も議会の方もきているんだから、しんしゃくしながらこの遂行をしてもらいたいと思います。

会長代理：この意見書の中でやれる問題もございますので、これは実施の場合にやっていただくということを希望いたしまして、本意見書の採決をしたいと思います。

委員：いまの条件をつけるんですか。

会長代理：できるものはやっていただくということで、条件ではなく希望を申し上げまして採決したいと思います。それでは614号議案「松山都市計画素鷲土地区画整理事業計画に対して提出された意見書に係る意見の採択の可否について」この意見を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(起立少数)

会長代理：賛成の方は2名でございます。続きまして、この意見を採択することに反対の方はご起立をお願いいたします。

(起立多数)

会長代理：反対多数でございますので、本件は不採択と決定いたしました。

第 85 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 43 年 12 月 23 日開催（持ち回り））

出席者

| | |
|----|---------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 同 | 企画部長 |
| 同 | 愛媛県警察本部長 |
| 同 | 建設省四国地方建設局長 |
| 同 | 運輸省第 3 港湾建設局長 |
| 同 | 県会議員（5 名） |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員（7 名） |
| 同 | 西條市長 |
| 同 | 西條市会議員（5 名） |
| 幹事 | 都市計画課長 |
| 幹事 | 建築課長 |
| 幹事 | 港湾課長 |
| 幹事 | 環境衛生課長 |

議事項目

議第 616 号 西条都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

議第 617 号 松山都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

議第 616 号 西条都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園を次のように決定する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、市民公園、西条市大町字鷹丸地内、約 3.4、近隣公園

別紙図面表示の通り

第 2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、主な施設、摘要】

1、市民公園、西条市大町字鷹丸地内、約 3.1、園路、広場、休憩所、植栽、芝生、花壇、噴水池、テニスコート、弓道場、水泳プール、遊戯施設、管理施設、近隣公園

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 43 年度 約 3 分

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 44 年度 | 約 1 割 9 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 1 割 9 分 |
| 昭和 46 年度 | 約 3 割 8 分 |
| 昭和 47 年度 | 約 2 割 1 分 |

理由書

当市の都市施設の配置計画を再検討した結果、本案のように決定し、市民の慰楽及び休息の場に供しようとするものである。

議第 617 号 松山都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園に第 35 号公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

35 湧ヶ淵公園、松山市大字湯山の内字末地内、約 29.3、自然公園
別紙図面表示の通り

第 2 都市計画公園中第 35 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、主な施設、摘要】

35、湧ヶ淵公園、松山市大字湯山の内字末地内、約 29.3、園路、広場、植栽、管理施設、自然公園
「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 43 年度 | 約 6 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 2 割 9 分 |
| 昭和 46 年度 | 約 2 割 2 分 |
| 昭和 47 年度 | 約 1 割 8 分 |

理由書

湧ヶ淵公園を本案のように事業化することにより、市民の休養、慰楽並びに散策に供しようとするものである。

第 86 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 44 年 2 月 24 日開催）

出席者

| | |
|----|---------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 同 | 企画部長 |
| 同 | 愛媛県警察本部長 |
| 同 | 建設省四国地方建設局長 |
| 同 | 運輸省第 3 港湾建設局長 |
| 同 | 県会議員（5 名） |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員（7 名） |
| 同 | 今治市長 |
| 同 | 今治市会議員（6 名） |
| 同 | 新居浜市長 |
| 同 | 新居浜市会議員（6 名） |
| 同 | 西條市長 |
| 同 | 西條市会議員（5 名） |
| 同 | 八幡浜市長 |
| 同 | 八幡浜市会議員（4 名） |
| 同 | 伊予市長 |
| 同 | 伊予市会議員（4 名） |
| 同 | 川之江市長 |
| 同 | 川之江市会議員（4 名） |
| 同 | 壬生川町長 |
| 同 | 壬生川町会議員（4 名） |
| 幹事 | 都市計画課長 |
| 幹事 | 建築課長 |
| 幹事 | 港湾課長 |
| 幹事 | 環境衛生課長 |

議事項目

- 議第 618 号 松山都市計画防火地域の変更について
- 議第 619 号 松山都市計画街路並びに同街路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 620 号 今治都市計画街路事業執行年度割の変更について
- 議第 621 号 今治都市計画公園の追加について

- 議第 622 号 新居浜都市計画街路の変更について
- 議第 623 号 新居浜都市計画下水道事業の執行年度割の変更について
- 議第 624 号 新居浜都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 625 号 西条都市計画街路の変更について
- 議第 626 号 西条都市計画街路の変更について
- 議第 627 号 八幡浜都市計画下水道事業執行年度割の変更について
- 議第 628 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割の変更について
- 議第 629 号 伊予都市計画公園事業執行年度割の変更について
- 議第 630 号 川之江都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 631 号 壬生川都市計画街路事業執行年度割の変更について
- 議第 632 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

議第 618 号 松山都市計画防火地域の変更について

都市計画防火地域を次のように変更する。

| 区分 | 面積（ヘクタール） | 摘要 |
|-------|-----------|----|
| 防火地域 | 約 27.8 | |
| 準防火地域 | 約 439.7 | |

「別紙図面表示の通り」

理由書

市街地における建築密度の増大に対処するとともに、都市の防災を図るため本案のように変更しようとするものである。

議第 619 号 松山都市計画街路並びに同街路事業及びその執行年度割の変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 5 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,5、東一万桑原線、平和通り 1 丁目 10 番地 1 地先、桑原町 367 番地、（道後湯之町 872 番地 2 地先、上市 2 丁目 89 番地、東野町 66 番地）、16、約 3430、桑原橋幅員 14.8m

ただし、平和通り 1 丁目 10 番地 1 地先、岩崎町 1 丁目 24 番地地先、30、約 790

岩崎町 1 丁目 24 番地地先、道後湯之町 872 番地 2 地先、20、約 250

道後湯之町 872 番地 2 地先、上市 2 丁目 89 番地、12、約 580

「別紙図面表示の通り」

第 2 昭和 40 年建設省告示第 2468 号都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,6、道後松山港線、本町 6 丁目 6 番地 9、古三津町 1993 番地、（久万ノ台、古三津）、14～26、約 3,820

ただし、本町 6 丁目 6 番地 9、久万ノ台 1247 番地、20～20.8、約 1,440

久万ノ台 1247 番地、久万ノ台 1067 番地、18～18.8、約 430

久万ノ台 1067 番地、古三津町 1256 番地、14～14.8、約 1,220

古三津町 1256 番地、古三津町 1436 番地、20、約 130

古三津町 1436 番地、古三津町 1939 番地、20～26、約 470

古三津町 1939 番地、古三津町 1993 番地、20、約 13

「別紙図面表示の通り」

第3 昭和40年建設省告示第2468号都市計画街路事業及び昭和41年建設省告示第242号都市計画街路事業の執行年度割を次のように決定する。

2等大路第2類第6号線

昭和36年度から

昭和42年度まで 約6割6分

昭和43年度 約2割6分

昭和44年度 約0割6分

昭和45年度 約0割2分

2等大路第1類第2号線、1等大路第3類第5号線

昭和37年度から

昭和42年度まで 約7割3分

昭和43年度 約2割2分

昭和44年度 約0割5分

理由書

2等大路第2類第5号線は沿道土地の合理的利用を図るため線形を一部変更し、2等大路第2類第6号線はあらたに歩道舗装事業等を追加し、2等大路第1類第2号線外1路線とともに事業執行年度割を延長するものである。

議第620号 今治都市計画街路事業執行年度割の変更について

昭和43年建設省告示第579号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和42年度 約3割3分

昭和43年度 約2割6分

昭和44年度 約4割1分

理由書

諸般の事情により本街路事業の執行年度割を1年延長するよう変更しようとするものである。

議第621号 今治都市計画公園の追加について

都市計画公園に第22号公園ほか2公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

22、喜田村公園、今治市喜田村819番地の1、819番地の2、820番地、約0.14、児童公園

23、浦手山公園、今治市桜井甲1072番地の1、乙32番地の7、乙32番地の231、乙32番地の232、乙32番地の233、乙32番地の234、乙32番地の237、約0.84、近隣公園

25、美保公園、今治市今治村甲1038番地の1、約0.08、児童公園

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市における都市施設の配置状況を検討した結果、本案のように追加し、住民の福祉の向上及び健全な都市の発展を図ろうとするものである。

議第622号 新居浜都市計画街路の変更について

都市計画街路中2等大路第1類第1号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,1、前田多喜浜線、磯浦町 2646～4 番地、阿島 1015 番地、(磯浦町 1840 番地、北新町甲 796-1 番地、新須賀町 2300 番地、郷 1226 番地、多喜浜 414-1 番地)、20、約 11470、平形橋幅 13 メートル
ただし、磯浦町 2646～4 番地、磯浦町乙 1842-1 番地、29、約 1830
磯浦町乙 1842-1 番地、新田町 2 丁目乙 1335～3 番地、22、約 970
郷甲 1478 番地、阿島 1015 番地、22、約 2740

「別紙図面表示の通り」

理由書

工業用地の造成に伴う連絡街路を本案のように決定し、交通の円滑化を図ろうとするものである。

議第 623 号 新居浜都市計画下水道事業の執行年度割の変更について

昭和 39 年建設省告示第 3554 号都市計画下水道事業の執行年度割中、1 号下水道に係る執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度から

| | |
|------------|-----------|
| 昭和 42 年度まで | 約 3 割 6 分 |
| 昭和 43 年度 | 約 0 割 4 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 0 割 6 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 0 割 9 分 |
| 昭和 46 年度 | 約 1 割 3 分 |
| 昭和 47 年度 | 約 1 割 6 分 |
| 昭和 48 年度 | 約 1 割 6 分 |

理由書

諸般の事情により執行年度延長する。

議第 624 号 新居浜都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園第 1 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、主な施設、摘要】

1、滝の宮公園、新居浜市金子地内、約 48.0、園路、広場、水呑場、休憩所、植樹、遊戯施設、自然公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 44 年度 | 約 2 割 8 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 3 割 6 分 |
| 昭和 46 年度 | 約 3 割 6 分 |

理由書

市民の休養、慰楽に供するため、本案のように事業化しようとするものである。

議第 625 号、西条都市計画街路の変更について

都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 1 号線ほか 2 路線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,1、西条駅前朔日市線、大字大町字福森 800 番地、大字朔日市字若洲 835 番地の 2、20、約 2,810
ただし、起点附近に地積約 3,800 平方メートルの広場を設ける

2,2,1、倉レ南通り線、大字朔日市字秋吉 793 番地、大字朔日市字若洲 847 番地の 1、16、約 710
2,2,4、国道朔日市線、大字大町字小川 194 番地の 1、大字朔日市字若洲 835 番地の 2、
(大字新田字市塚新田 124 番地の 1)、16、約 4290

ただし、大字大町字小川 194 番地の 1、大字大町字御舟川 520 番地の 1、11、約 1,310
大字大町字御舟川 520 番地の 2、大字朔日市字寄合 275 番地の 1、15、約 1,030

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市は、東予新産業都市圏の中核都市であり、工業用地としての適正な土地利用をはかるために検討の結果、本案のように変更しようとするものである。

議第 626 号 西条都市計画街路の変更について

都市計画街路中 1 等大路第 1 類第 1 号線を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

1,1,1、古川橋下島山線、大字古川橋字仙蔵甲 17 番地、大字船屋字岩鍋谷乙 1 番地地先、(大字朔日市字船元 775 番地)、36、約 8,510、港大橋幅員 23.0 メートル、室川大橋幅員 23.0 メートル
ただし、大字下島山字井ノ上甲 1345 番地、大字船屋字内山乙 27 番地の 1、29、約 950
大字船屋字内山乙 27 番地の 1、大字船屋字薬園谷乙 22 番地の 1、24、約 650
大字船屋字薬園谷乙 22 番地の 1、大字船屋字楠木谷乙 4 番地の 2、29、約 1,800
大字船屋字楠木谷乙 4 番地の 2、大字船屋字岩鍋谷乙 1 番地、24、約 420
大字船屋字岩鍋谷乙 1 番地、大字船屋字岩鍋谷乙 1 番地地先、29、約 70

「別紙図面表示の通り」

理由書

広域的都市化に対処するため既定の街路を再検討した結果、本案のように変更しようとするものである。

議第 627 号 八幡浜都市計画下水道事業執行年度割の変更について

昭和 41 年建設省告示第 1504 号都市計画下水道事業の執行年度割中、第 2 号下水道に係る執行年度割を次のように変更する。

| | |
|------------|-----------|
| 昭和 41 年度から | |
| 昭和 42 年度まで | 約 4 割 6 分 |
| 昭和 43 年度 | 約 2 割 0 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 2 割 0 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 1 割 4 分 |

理由書

昭和 41 年 5 月 16 日八幡浜都市計画下水道事業としてその執行年度割を決定し、鋭意事業の進捗に努めたのであるが、財政上の都合により年度割を変更しようとするものである。

議第 628 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

昭和 43 年建設省告示第 581 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

| | |
|------------|-----------|
| 昭和 38 年度から | |
| 昭和 42 年度まで | 約 8 割 4 分 |
| 昭和 43 年度 | 約 0 割 7 分 |

昭和 44 年度 約 0 割 9 分

理由書

移転交渉が難航し、昭和 43 年度中には事業を完了することが困難であるのでさらに 1 カ年事業を延長するものである。

議第 629 号 伊予都市計画公園事業執行年度割の変更について

第 1 昭和 39 年建設省告示第 2700 号都市計画公園事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 40 年度から

昭和 43 年度まで 約 4 割 2 分

昭和 44 年度 約 3 割 4 分

昭和 45 年度 約 2 割 4 分

理由書

伊予市及びこれに隣接する町村住民の利用者の増加に伴い、本公園を拡張整備して慰楽、保健の用に供するため、事業の推進を図ってきたが、物件移転の交渉に日時を要したため、事業の進捗が遅延のやむなきに至ったので、ここに執行年度割の変更をしようとするものである。

議第 630 号 川之江都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割の変更について

第 1 都市計画公園中第 1 号公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、城山公園、川之江市川之江町字井地山及び城山峠、井地山大峠、大江新開、城山地内、約 20.4、普通公園
「別紙図面表示の通り」

第 2 昭和 42 年建設省告示第 913 号都市計画公園事業を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、主な施設、摘要】

1、城山公園、川之江市川之江町字井地山及び城山峠、井地山大峠、大江新開、城山地内、約 18.8、
苑路、休憩所、広場、植栽、芝生、便所、児童遊戯施設、普通公園
「別紙図面表示の通り」

第 3 昭和 42 年建設省告示第 913 号都市計画公園事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 39 年度から

昭和 43 年度まで 約 3 割 0 分

昭和 44 年度 約 1 割 2 分

昭和 45 年度 約 1 割 3 分

昭和 46 年度 約 1 割 5 分

昭和 47 年度 約 1 割 5 分

昭和 48 年度 約 1 割 5 分

理由書

本地域の急速な市街化に対処するため既定の計画を再検討した結果、本案のように変更し、事業化しようとするものである。

議第 631 号 壬生川都市計画街路事業執行年度割の変更について

昭和 40 年建設省告示第 2457 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

| | |
|------------|-----------|
| 昭和 40 年度から | |
| 昭和 42 年度まで | 約 8 割 6 分 |
| 昭和 43 年度 | 約 0 割 8 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 0 割 6 分 |

理由書

諸般の事情により、本路線の執行年度割を 1 年延期し、昭和 44 年度をもって完成しようとするものである。

議第 632 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

昭和 41 年建設省告示第 1276 号都市計画街路事業の執行年度割中 2 等大路第 3 類第 4 号線に係る執行年度割及び昭和 40 年建設省告示第 2463 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

2 等大路第 3 類第 4 号線 知事執行

| | |
|------------|-----------|
| 昭和 41 年度から | |
| 昭和 42 年度まで | 約 3 割 0 分 |
| 昭和 43 年度 | 約 3 割 3 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 3 割 7 分 |

2 等大路第 3 類第 5 号線 知事執行

| | |
|------------|-----------|
| 昭和 40 年度から | |
| 昭和 42 年度まで | 約 3 割 9 分 |
| 昭和 43 年度 | 約 1 割 1 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 4 割 4 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 0 割 4 分 |
| 昭和 46 年度 | 約 0 割 2 分 |

2 等大路第 3 類第 14 号線 市長執行 知事執行

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 昭和 41 年度から | | |
| 昭和 42 年度まで | 約 0 割 0 分 | 約 0 割 0 分 |
| 昭和 43 年度 | 約 0 割 0 分 | 約 0 割 0 分 |
| 昭和 44 年度 | 約 2 割 0 分 | 約 9 割 6 分 |
| 昭和 45 年度 | 約 4 割 0 分 | 約 0 割 4 分 |
| 昭和 46 年度 | 約 4 割 0 分 | 約 0 割 0 分 |

理由書

財政その他諸般の事情により、本案のように執行年度割の変更をするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 618 号 松山都市計画防火地域の変更について

幹事代理：松山の防火地域については、準防火地域を昭和 23 年、防火地域を 27 年に決めていたが、昭和 40 年の用途地域変更により、商業地域をかなり増やしたため、今回追加する。従来の路線式の防火地域を、今回は面的に改める。松山市の中心部商店街（湊町商店街並びに大街道を含む全

部) ブロックを集団的な防火地域にし、中心部の市役所、電電公社等の中心機能を防火後続地にして、将来の防災に備える。準防火地域は、区域が広がった商業地域でなおかつ道路その他の整備がある程度できる区域に追加する。旧松山市だけでなく、三津浜の方も指定する。

議第 619 号 松山都市計画街路並びに同街路事業及びその執行年度割の変更について

幹事代理：第 1 としまして、2,2,5 号線という街路の一部変更でございます。この途中に松山市が予定しております小学校がございます。その小学校のすみを斜めに切るような計画になっておりまして、たいへん小学校の建築に差し支えるという状態でございますので、若干路線の一部をずらしたいということでございます。

それから第 2 として、県営事業でやっている道後松山港線、本町 6 丁目から古三津に向けて現在ある程度できあがっているが、この事業に歩道の舗装を追加するものである。

第 3 は、さきほどの歩道舗装の追加により、執行年度割を 2 年延長するものです。それから市施行の 2,1,2 号線も 44 年度に舗装が一部残ったので、1 年延長する。

議第 622 号 新居浜都市計画街路の変更について

幹事代理：2,1,1 号線については、新居浜市の工業地帯が多喜浜方面あるいは磯浦方面へ延びていることに対処するため、多喜浜工業団地の方に延長するもので、従来、多喜浜駅前でもとまっていたのを、東の方、木材木工団地の付近まで幅員 22m で延長します。また西の方の磯浦については、埋立地を通過する幅員を従来 20 から 29 及び 22 に拡張しようとするものです。

議第 632 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

幹事代理：2,3,4 については、最近県道に編入したが、舗装が残っているので、44 年度に完了させる。2,3,5 については、県道角野新居浜線の代替として現在工事中、予讃線との立体交差にかなりの費用と期間がかかるので、46 年まで延長したい。2,3,14 については、この高木山根線と県道とのとりつけ、及び駅裏角野線へのとりつけにより、早急に交通処理の効果を発揮させるため、高木山根線と下泉本郷線を同時に着手したが、高木橋の方から仕事をやっているもので、46 年まで延長したい。

議第 625 号 西条都市計画街路の変更について

幹事代理：2,1,1 については、最近工場の新設が決まり、土地利用変更が必要なため変更する。変更区間は全部会社の敷地内である。この変更に伴い、これを起点あるいは終点とする 2,2,1 号線、2,2,4 号線の起終点を変更する。

議第 626 号 西条都市計画街路の変更について

幹事代理：先程の新居浜の街路変更と歩調を合わせるもので、仏崎あるいは磯浦付近の工場地造成に対処するため、海岸線を通っている幹線を磯浦の方へ延長する。幅員に若干の変更があり、24m になっているのは峠の坂道の部分で、標準幅員は 29m です。24m のところは山の切り土のため事業費が多額になり、歩道を縮小します。

議第 628 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

幹事代理：八幡浜駅前広場の拡張で、38 年から着手している。駅前の建築物の移転交渉が難航していたが、目鼻がついた。工期、移転に日数がかかるので、44 年度まで延ばしたい。

第 87 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 44 年 4 月 7 日開催）

出席者

| | |
|----|---------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 同 | 企画部長 |
| 同 | 愛媛県警察本部長 |
| 同 | 建設省四国地方建設局長 |
| 同 | 運輸省第 3 港湾建設局長 |
| 同 | 県会議員（5 名） |
| 同 | 川之江市長 |
| 同 | 川之江市会議員（4 名） |
| 同 | 伊予市長 |
| 同 | 伊予市会議員（4 名） |
| 同 | 三瓶町長 |
| 同 | 三瓶町会議員（3 名） |
| 同 | 吉田町長 |
| 同 | 吉田町会議員（3 名） |
| 幹事 | 都市計画課長 |
| 幹事 | 建築課長 |
| 幹事 | 港湾課長 |
| 幹事 | 環境衛生課長 |

議事項目

- 議第 633 号 川之江都市計画下水道の追加について
- 議第 634 号 伊予都市計画街路の変更について
- 議第 635 号 吉田都市計画区域の変更について
- 議第 636 号 三瓶都市計画区域の変更について

議第 633 号 川之江都市計画下水道の追加について

川之江都市計画下水道に第 2 号下水道を次のように追加する。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

- 2、川之江排水区、約 47.3、川之江市川之江町字山下及び西新町の全部、字馬場、栄町、旭町、新町、港通り、鉄砲町及び城山の一部

「別紙図面表示の通り」

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径（メートル）、延長（メートル）、摘要】

3、川之江排水区、主要幹線、川之江下水路、字大江新開 592-1 番地、字港通り 4069-67 番地先、直径 0.7~2.00、約 1,410

「別紙図面表示の通り」

3 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径及び幅員（メートル）、摘要】

2、川之江排水区、1、川之江市川之江町字大江新開 592-1 番地先、2.60、都市下水路

「別紙図面表示の通り」

理由書

本地区の浸水を防ぎ、良好な都市環境をつくるため、本案のように決定しようとするものである。

議第 634 号 伊予都市計画街路の変更について

都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 8 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,8、馬塚市場線、下吾川字馬塚 1223 番地の 2、市場字鳩岡 166 番地の 2、（上吾川字松本）、12、約 3,540、

「別紙図面表示の通り」

理由書

伊予市周辺の交通体系を再検討した結果、本案のように変更するものである。

議第 635 号 吉田都市計画区域の変更について

都市計画法第 2 条第 2 項の規定により愛媛県吉田都市計画区域を次の区域に変更する。

吉田都市計画区域

北宇和郡吉田町

大字 北小路、東小路、西小路、裡町、本町及び魚棚

大字 立間尻

字 横網代、南小路、百合ノ口、京田、柳沢、浜、クニヤス、旧陣屋内、ウノハエ、旧太鼓場脇、煙硝蔵、犬尾城、向山、犬尾城下及び石城山、針ヶ谷 30 番地から 33 番地まで、大君ヶ浦 34 番地から 36 番地まで、48 番地から 52 番地まで及び 91 番地から 114 番地まで、小君ヶ浦 115 番地から 128 番地まで及び 234 番地

大字 鶴間

字 深泥仕出、宗広、ガボリ、城、笠ヶ浜、猫谷、蒲田及びザルボ、猿方 295 番地から 308 番地まで、339 番地から 394 番地まで、398 番地から 406 番地まで及び 498 番地から 538 番地まで、イナヤ 539 番地から 544 番地まで、森 1018 番地から 1102 番地まで、ダイナガ 1500 番地から 1628 番地まで、深泥七曲 36 番地から 41 番地まで、44 番地から 53 番地まで、61 番地から 63 番地まで、66 番地から 67 番地まで、深泥池の谷 69 番地、70 番地第 1 から 70 番地第 24 まで、深泥千本谷 125 番地から 126 番地まで、134 番地から 135 番地まで、154 番地から 157 番地まで

大字 沖村

字 木ノ下、長通、本縄、下縄、汐入、租…田、池田、西ノ下、則長、下茂谷甲、吉田及び久保、

鶴間谷 14 番地から 17 番地まで及び 20 番地から 55 番地まで、京田甲 600 番地から甲 733 番地まで、甲 745 番地から甲 749 番地まで、甲 756 番地から甲 782 番地まで、乙 25 番地から乙 27 番地まで、乙 29 番地第 2、乙 29 番地第 3、乙 29 番地第 6、乙 29 番地第 7 及び乙 30 番地から乙 33 番地まで、荒地田甲 808 番地から甲 862 番地まで、乙 49 番地から乙 82 番地まで、鳥首甲 1020 番地から甲 1030 番地まで、甲 1036 番地から甲 1097 番地まで、甲 1108 番地から甲 1114 番地まで及び甲 1884 番地から甲 1905 番地まで、乙 108 番地から乙 127 番地まで、丸尾甲 973 番地から甲 979 番地まで、甲 1003 番地から甲 1015 番地まで、甲 1034 番地から甲 1035 番地まで、甲 1670 番地から甲 1693 番地まで、甲 1749 番地から甲 1762 番地まで、甲 1768 番地から甲 1771 番地まで、甲 1774 番地から甲 1775 番地まで、甲 1783 番地から甲 1819 番地まで、甲 1832 番地から甲 1858 番地まで、甲 1864 番地から甲 1883 番地まで、甲 1927 番地から甲 1932 番地まで及び甲 1935 番地から甲 1938 番地まで、大木谷甲 1659 番地から甲 1669 番地まで、倉谷甲 2002 番地から甲 2031 番地まで及び甲 2036 番地から甲 2060 番地まで、円通寺甲 2216 番地から甲 2222 番地まで、甲 2224 番地から甲 2226 番地まで及び甲 2257 番地から甲 2273 番地まで、平石甲 2520 番地から甲 2560 番地まで、大崎谷甲 2643 番地から甲 2736 番地まで、下茂谷乙 896 番地から乙 897 番地まで及び乙 901 番地から乙 906 番地まで、江湖山甲 863 番地から甲 932 番地まで及び甲 934 番地から甲 944 番地まで

大字 河内

字 森ノ木及び成木、柿ノ木田甲 72 番地から甲 80 番地まで、甲 82 番地から甲 94 番地まで及び甲 149 番地から甲 153 番地まで

大字 立間

一番耕地、字 市田

二番耕地、字 竹城、三反田、御持筒及びウラダ、和田 1 番地から 17 番地まで、44 番地から 57 番地まで及び 56 番地から 62 番地まで、屋敷 63 番地から 162 番地まで、400 番地から 406 番地まで及び 418 番地から 424 番地まで、引地 482 番地から 555 番地まで、中ノ谷 985 番地から 1004 番地まで、雪森 1781 番地から 1819 番地まで並びに 1903 番地第 1 及び 1914 番地から 1952 番地まで、将 2161 番地から 2295 番地まで、2296 番地第 1 及び 2348 番地から 2375 番地まで

理由書

本町における発展の動向を勘案し既定都市計画区域を再検討した結果本案のように変更したい。

議第 636 号 三瓶都市計画区域の変更について

三瓶都市計画区域

都市計画法第 2 条第 2 項の規定により愛媛県三瓶都市計画区域を次の区域に変更する。

西宇和郡三瓶町

大字 朝立

字 龍王崎、穴之口、尻谷、具々院、畑岡、塩田、塩浜、中ノ森、宮の下、宮崎、八百太、川筋、名、引地、櫓ノ下、的場、下屋敷、屋敷、相松、岡市、火打岩、田中、誉畑、樋ノ口、朴、小又、厚朴、タキノシタ、客、天神畑、門口、藤畔、日吉崎及び向山、永井 1 番耕地 2 の 1、3 の 1、3 の 3 から 3 の 7 まで、4 の 1 から 4 の 2、4 の 5、4 の 6、5 の 1、5 の 2、6 の 1、8 の 1、9 の 1 から 9 の 8 まで、10 の 1 から 10 の

3まで、11の1から11の8まで、12の1、12の2、13の1から13の6
まで、15の1、15の2及び546の1から546の10までの各番地
8番耕地 1の1、1の7、1の11、1の12、1の24、1の25、1の35、1の38、1
の41、1の45、1の46、1の70、1の100及び1の106までの各番地
寺ノ上8番耕地 63番地の2、
谷門 2番耕地 559の1、560から561まで、562の1から562の3まで、563の1
及び563の2までの各番地

大字 津布理

字 汐留、日ノ地、脇ノ前、汐入、道ノ下、中ノ町、前田、大本、正勺、日ノ本、オモダ、永
坂、芝瀨、池ノ内、大黒、石崎、宮田、広畑、新屋敷、寺ノ下、ホフ、八百田及び祝谷
谷 404の1、405、407、408の1から408の3まで、409から411まで、412の1から412
の3まで、413の1、413の2、414、415の1から415の3まで、417の1、417の2、418
の1、418の2、419から422まで、423の1、423の2、424の1から424の4まで、427
の1、427の2、428の甲乙、429から431まで、432の1、432の2、433から435まで、
453の1から453の4まで、460、461の1、461の2、462の1、462の2、463の1、464
の1、465の1、465の2、466から468まで、469の1から469のまで、469の6、469の
7、470の1、470の2、471、472の1、472の2、473の1から473の3まで、474の1
から474の5まで、475から478まで、479の1、480の1、480の2、481、482の1、483
の1、483の2、484の1、484の3、485の1、486から488まで、489の1から489の3
まで、490、491の1、491の2、492の1、492の2、493の1、525の1、525の2、526
から529まで、535から538まで、539の1、539の2、540から546まで、547の1から
547の4まで、548の1から548の3まで、550の1、550の2、552、555の1から555
の5まで及び556の1から556の4までの各番地
久勝寺 435から440まで、441の1、441の2、442から447まで、448の1、448の2、
450の1、450の2、195の1、195の2、196の1、196の2、197、198、199の1、199
の2、200の1、200の2、201、202、203の1、203の2、204、205の1、205の2、
207から213までの各番地
松ノ木 175から180まで、181の1、181の2、182、183の1、183の2、184から187
まで、188の1から188の3まで、189、190の1、190の2、191の1、191の2、192
から194まで、884の1、884の2、884の4、886の1、886の2、887の1から887
の4まで、889の1から889の3まで、
890、891の1、891の2、892の1から892の3まで、893、894、895の1、896から
905まで、937、938の1から938の3まで、939から940まで、941の1から941の
4まで及び942から955までの各番地
井出口 1536の1、1536の2、1537から1538まで、1539の1、1539の2、1540、1541、
1543、1544の1、1544の2及び1545までの各番地
ミノコシ 1614から1618まで、1655から1664まで、1688から1693まで、1694の1、
1694の4、1695及び1696の2までの各番地
岸ノ下 2804から2832までの各番地
正ヶ市 2833から2841まで、2842の1、2842の2、2843、2844の1、2844の2、2845

の 1、2845 の 2、2846 の 1 から 2846 の 3 まで及び 2847 の 1 までの各番地
神ヶ谷 3070 から 3088 まで、3208 の 1、3208 の 2 及び 3209 から 3220 までの各番地

大字 安土

字 長田、栄浜、御手洗 97、98 の 1 から 98 の 8 まで、99 の 1、99 の 4、99 の 5、100、
101 の 1、101 の 3、101 の 5 から 101 の 10 まで、102 の 甲乙、103 の 1、103 の 3、525、
526 の 1 及び 535 までの各番地

大字 有網代

字 中の浦 1 の 1 から 3 まで、殿浦 60 から 63 まで、64 の 1 から 64 の 3 まで、65、66 の 1、
66 の 2、67 の 1、67 の 2、68 の 1、68 の 2、69 から 72 まで、73 の 1、73 の 2、74 から
77 まで、78 の 1 から 78 の 3 まで、81 から 83 まで、84 の 1 から 84 の 3 まで、85 の 1、
85 の 2、86、86 の 1、87 の 1、87 の 2、88、89 の 1、89 の 2、90、91 の 1 から 91 の 4
まで、92 の 1、92 の 2、93 の 1 から 93 の 4 まで、94、95 の 1、95 の 2、134、135 の 1、
135 の 2、136 の 1、136 の 2、140 の 1、140 の 2、141 の 1 から 141 の 7 まで、121 の 1
から 121 の 16 まで、143 の 1 から 143 の 10 まで、144、145 の 1 から 145 の 3 まで、146
の 1 から 146 の 4 まで、147、370 から 372 まで、373 の 1 から 373 の 24 まで、374 の 1
から 374 の 33 まで、375 の 1 から 375 の 16 まで、376 及び 377 までの各番地

大字 垣生

字 ムカイ、イワサキ 549 の 1、549 の 2、550 の 1 から 550 の 2 までの各番地

理由書

本町における町勢の動向を再検討した結果、既定都市計画区域を本案のように変更しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 634 号 伊予都市計画街路の変更について

幹事：将来の国道 56 号線の姿を想定して、都市計画街路を決めていたが、その後国道の改修計画がはっきりしたので、それに合わせて変更するものです。幅員も、国道の計画に合わせて従来の 11m を 12m に変更します。

議第 635 号 吉田都市計画区域の変更について

幹事：これは吉田都市計画区域を変更して縮小しようというものでございます。都市計画区域は従来、市町村の行政区域をもって都市計画区域といたしますのが原則でございますが、その後、市町村合併が盛んに行われまして、市町村の行政区域も非常に広範にわたることになってまいりましたので、行政区域をもって都市計画区域とすることにつきまして、いろいろ不合理な点も出てきてまいっておったのでございますが、最近、都市に対しまして人口の集中が急激に行われるようになりまして、それにともなっているいろいろな起こってまいります問題の解決策の一つとして、都市計画法が昨年 6 月に全面的に改正をせられました。ことしの 6 月からこれが施行される予定になっておりますけれども、その新しい都市計画法の考え方から申しまして、土地利用のしかたの区分をはっきりさせて、

狭い国土を有効に利用しようというのが根底になっておるように思われます。いままでのように市街地と農業地域とがにじみあった効率の悪い土地利用というようなことが今後行われないようにしよう、というのが根本的な考え方のように思われるのでございます。そういう点からしまして、都市計画区域をもう一度再検討するように、国の方からも強い指導がございましたので、地元の市町村の方ともよく協議いたしまして検討いたしました結果、本案のように一従来、吉田町の都市計画区域は行政区域そのものでございましたが、大字北小路以下、ここにあげてあります区域に変更しようとするものでございます。その結果、従来 4,824 ヘクタールでございました区域が 391 ヘクタールになるわけでございます。